



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	知的財産権関係民事判決の公開状況について : 東京・大阪以外の地方裁判所の令和元年知財判決全件調査
Author(s)	谷川, 和幸
Citation	知的財産法政策学研究, 65, 1-54
Issue Date	2022-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/87434
Type	departmental bulletin paper
File Information	65_01_Tanikawa.pdf



知的財産権関係民事判決の公開状況について —東京・大阪以外の地方裁判所の 令和元年知財判決全件調査—

谷 川 和 幸

1. はじめに

(1) 研究の背景

知的財産権に関する民事訴訟¹の判決（以下単に「知財判決」という）はほぼ全件公開されているという言説が、裁判所関係者から語られることがしばしばある²。例えば知財高裁の所長を務められた高部眞規子氏の講演

¹ 行政事件訴訟を含まない。なお刑事訴訟の判決の公開状況も検証されるべき課題であるが、本稿では扱わない。参考までに検察統計の令和2年の起訴件数（単位：人）を掲げると、不正競争防止法違反が55件（公判請求24件＋略式命令請求31件）、商標法違反が237件（公判請求78件＋略式命令請求159件）、著作権法違反が97件（公判請求23件＋略式命令請求74件）となっており、公判請求された事件に限っても100件を超える判決が存在しているものと推測される。また、刑事確定訴訟記録法に基づく刑事事件の判決書の閲覧等に関する近時の文献として、今井康介「刑事確定訴訟記録法の研究活用への提案」『高橋則夫先生古稀祝賀論文集〔下巻〕』（成文堂、2022年）801頁がある。

² 本文記載のほか、裁判所ウェブサイトの運用初期の状況として、増田稔「インターネットによる知的財産権裁判例の公開について」民事法情報169号（2000年）23頁が「東京、大阪の高裁、地裁で言い渡された〔引用者注：知的財産権の〕判決は、原則として全件、言渡しの翌日までにこのコーナーにおいて公開している」と述べていた。また第204回国会衆議院法務委員会第9回（令和3年4月2日）では最高裁判所事務総局総務局長村田斉志氏による「経済界からのニーズが高いと思われる知的財産権事件につきましてはその多くの判決を掲載しているところでございます」との答弁がある。

録³には、「知財の分野に関しては全件、大体言渡しから2、3日以内には公開をしています」との発言が見られる。また、知財高裁並びに知財専門部を持つ東京地裁及び大阪地裁が毎年法曹時報に掲載している事件概況⁴にも、「知財高裁では、判決で終局した事件のほぼ全件につき、一部仮名処理や閲覧等制限決定部分のマスキング処理をした上で、判決言渡し後、おおむね1週間以内に判決文を知財高裁ウェブサイト〔中略〕において公開している」、「東京地裁知財部では、判決で終局した事件のほぼ全件につき〔中略〕判決文を裁判所ウェブサイトの裁判例情報（知的財産裁判例集）において公開している」、「大阪地裁知財部でも、基本的に、判決で終局した事件につき〔中略〕公開している」といった記述が存在する（以上の引用文中の下線は筆者が付加した）。

知的財産権関係民事事件（以下単に「知財事件」という）の数は、最高裁判所事務総局行政局が毎年同誌に掲載している概況⁵によって知ることができるところ、平成31年1月から令和元年12月までの1年間（以下、本稿ではこの年を「令和元年」と呼ぶ）に地方裁判所で判決により終局した既済件数は240件とされている。この数は事件番号単位でカウントされたもののようであり、判決書単位ではこれより少なくなると考えられるので（併合事件を1個の判決書で処理することがしばしば見られるため）、令和元年の地方裁判所の知財判決はおおむね200件強であろうと予想される。

ほぼ全件公開とする上記言説に従うならば、令和元年の地方裁判所のものとして200件前後の知財判決が裁判所ウェブサイトで公開されているはずである。しかし実際に掲載されている判決数を数えたところ、136件（事件番号単位では150件）であり、予想を大きく下回っている（詳細は第2章(2)を参照）。裁判所ウェブサイトで公開されていない判決がLaw & Technology

³ 高部眞規子「知的財産権訴訟の未来」Law & Technology 93号（2021年）17頁。なお前後の文脈からすれば、ここでは裁判所全体ではなく知財高裁における公開状況が語られていると読むのが適当であろう。

⁴ 中平健＝棚井啓＝島村陽子「知的財産高等裁判所・東京地方裁判所・大阪地方裁判所知の財産権部各部の事件概況（令和元年度）」法曹時報72巻11号（2020年）2073頁（引用箇所は順に2083頁、2096頁、2103頁）。

⁵ 最高裁判所事務総局行政局「令和元年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」法曹時報72巻10号（2020年）1932頁。

誌巻末の「最新知財判例紹介」欄に紹介されることも時折あり⁶、このことから、知財判決が裁判所ウェブサイトではほぼ全件公開されているという言説には疑問が生じる。

さらには、東京地裁及び大阪地裁では冒頭で紹介したような全件公開に向けた取り組みが現に行われているとしても、これら以外の地方裁判所の知財判決がどの程度公開されているのかは明らかではない⁷。上記概況には「東京地裁・大阪地裁への事件集中度」というデータがあるものの⁸、これは新受件数に占める割合であり、既済件数（それも判決によるもの）に占める割合のデータではない。このことを承知で、仮に新受件数の集中度と判決の集中度が同じであると仮定して判決数を概算するならば、令和元年には、東京・大阪以外の地方裁判所に40件あまりの知財判決が存在する計算となる。しかしこのうち裁判所ウェブサイトに掲載されているのはわずかに2件にすぎない。

民事事件全体の中で知財事件は判決の公開率がかなり高い分野であることに疑いはないが⁹、それでも以上のとおり、統計から推測される知財判決の数と実際の公開状況との間には無視できない乖離があり、「ほぼ全件公開」とまでいえるのかは疑問が残る。やはりある程度の未公開判決が存在していると考えざるを得ない。これらの中には、仮に公開されれば先例

⁶ 令和元年に限っても、大阪地判平成31年1月31日（L&T 84号131頁）、東京地判平成31年3月26日（L&T 84号142頁）、東京地判令和元年7月10日（L&T 86号123頁）の3件が裁判所ウェブサイト未掲載である。また一般社団法人発明推進協会が提供する「知的財産権判決速報」（<https://www.hanketsu.jiii.or.jp/hanketsu/index.jsp>）にも、裁判所ウェブサイト未掲載の判決が紹介されることがある。

⁷ 増田・前掲注2が東京・大阪については「原則として全件」公開とする一方で、「東京、大阪以外の裁判所についても、新聞などで報道された著名な事件の判決は、報道されてから一週間程度で公開している」と述べていることから、裁判所ウェブサイト運用当初より東京・大阪とそれ以外とは異なる公開基準が採用されていたことがうかがえる。

⁸ 前掲注5・1937頁第6表。令和元年の東京+大阪の集中度は81.4%。

⁹ 参考までに、令和元年のワ号事件として判例時報に掲載された129件の判決を対象に、裁判所ウェブサイトでの公開状況を調査すると、知財判決は7件中7件全てが掲載されているのに対し、非知財判決は122件中37件（約30%）しか公開されていない。

的価値を有することとなるような、学術的に重要な判断をしたものが含まれているかもしれない。判決書を裁判所ウェブサイトに掲載するか否かは、広く報道された事件を除けば、基本的に裁判所の裁量に委ねられているところ（詳細は第2章(3)を参照）、先例的価値を有するかもしれない判決を公開するか非公開にとどめるかの判断を裁判所自身に委ねることが適切なのかという疑問も生ずるところである。実際のところ、先例的価値を有するような知財判決が非公開とされている例がどの程度あるのだろうか。これらが本研究に着手した筆者の問題関心である。

(2) 研究の目的・方法

そこで筆者は次の2点を目的として本研究に着手した。第1に、「ほぼ全件公開」とする上記言説の検証である。具体的には、知財高裁、大阪高裁、それ以外の高等裁判所、東京地裁、大阪地裁、それ以外の地方裁判所のそれぞれにつき、知財判決の裁判所ウェブサイトにおける公開状況を調査することとした¹⁰。

第2に、未公開判決の内容の調査である。第1の調査によって東京・大阪以外の地方裁判所の判決公開率が極めて低いことが判明したので、ここに焦点を当て、令和元年の1年間に東京地裁本庁及び大阪地裁を除く全国の地方裁判所において下された知財判決を全件調査することとした。裁判所ウェブサイトや商用データベースに掲載されていない未公開判決については、実際に各地の裁判所に赴き、事件記録の閲覧（民事訴訟法91条1項）の方法で内容の確認を行うこととした。

上記2つの課題に取り組むためには、第1の課題との関係では裁判所ごとの知財事件の既済件数を知る必要があり、第2の課題との関係では閲覧対象事件を特定するために事件番号等の情報を知る必要があった。本研究

¹⁰ 本稿では最高裁判所と簡易裁判所は取り上げていない。また、地方裁判所の控訴事件や高等裁判所の上告事件についても調査対象外である。第一審が簡易裁判所である知財事件がどの程度存在するのかは全く知られておらず、この点は今後の研究課題としたい。なお東京地判令和3年6月30日裁判所Web（令和3年（レ）第128号）は地方裁判所の民事控訴事件（レ号事件）である知財判決が裁判所ウェブサイトに掲載された唯一の例ではないかと思われる（このほか商用データベースや前掲6の「知的財産権判決速報」によれば数件のレ号事件の存在が確認できる）。

ではこれらの情報を得るために、裁判所の情報公開制度を活用した。そこで本題に入る前にこの点の説明をしておきたい¹¹。

裁判所は情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）の対象とはされていないが、独自に「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱」を定めて司法行政文書の開示を行っている¹²。ここで司法行政文書とは、裁判所が保有する文書のうち司法行政事務に関するものを指す¹³。裁判事務に関する文書（典型的には事件記録）は開示対象ではない。裁判所の内部マニュアルである「司法行政文書開示手続の手引」¹⁴には、司法行政文書の例として、開廷表、職員配置図、出勤簿、入札経過調書などが挙げられている。

同手引にはこれらと並んで「裁判統計数値に関する情報」が挙げられ、そこには「昭和〇〇年から平成〇〇年までの間の〇〇地方裁判所が受けた〇〇請求事件の年度ごとの事件数」という内容の開示申出の例が取り上げられている。裁判統計の作成という司法行政事務のために裁判所ごとに事件類型¹⁵ごとの新受件数や既済件数がデータベース（裁判統計データ処理

¹¹ 裁判所に対する情報公開請求については山中理司弁護士が精力的に取り組まれており、その成果を自身のサイト(<https://www.yamanaka-law.jp/>)で公開されている(以下、「山中弁護士サイト」として引用する)。本研究を遂行するうえで同サイトから多くの貴重な示唆を得た。また本文後記のような事件番号リストを入手して刑事事件の事件記録を閲覧する活動をされている奥村徹弁護士ブログ(<https://okumuraosaka.hatenadiary.jp/>)の記載も本研究を遂行するうえで参考となることが多かった。

¹² https://www.courts.go.jp/about/jouhoukoukai_kojinjouhouhogo/index.html

¹³ 正確には、「裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第10の1において同じ。)であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう」と定義されている(裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱第1)。

¹⁴ 山中弁護士サイトに掲載。

¹⁵ 開示申出の例に記載されている「〇〇請求事件」のような事件の種別がどのように類型化されているのかについては、これも裁判所の内部文書である「民事、刑事事件分類符号表」(山中弁護士サイトに掲載)が参考になると思われる。それによ

システム)で管理されていると考えられることから、この電磁的記録が司法行政文書に当たるといことであろう。上記第1の課題において必要となる全国の裁判所ごとの知財事件の既済件数の情報はこの例に倣って開示申出をすることで入手できる見込みがある。

同手引にはさらに、「民事・行政第一審事件簿等」として、「平成〇年〇月から平成△年△月までの期間に、〇〇支部においてなされた裁判のうち上訴されたもの全てについて、事件番号、判決・決定・命令をした日及び判断結果が分かる書面」という開示申出の例が取り上げられている。そこには「事件簿は、特定の事件の受付・分配という事務処理に関して作成される文書であって、そこには司法行政の目的も含まれるから文書開示手続の対象となる」との説明が付されている。上記第2の課題において事件を特定するために必要となる事件番号等の情報は、この例に倣って開示申出をすることで入手できそうである¹⁶。そしてこの方法で全国全ての高等裁判所及び地方裁判所の特定期間の知財事件の全てについての事件番号等のリストを入手することができれば、上記第1及び第2の課題が一挙に解

ば民事事件は次の11の大分類に類型化されている。「①人事を目的とする訴え」「②金銭を目的とする訴え」「③建物を目的とする訴え」「④土地を目的とする訴え」「⑤労働に関する訴え」「⑥知的財産権に関する訴え」「⑦請求異議の訴え」「⑧第三者異議の訴え」「⑨公害に係る差止めの訴え」「⑩責任追及等の訴え」「⑪その他の訴え」。そしてこのうち「②金銭を目的とする訴え」の小分類として「知的財産権に関する訴え」(知的財産金銭)がある。大分類の「⑥知的財産権に関する訴え」は「特許権、実用新案権、意匠権又は商標権に関する請求、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権に関する請求、著作権に関する請求、不正競争防止法に規定する不正競争に関する請求、商法12条2項又は会社法8条2項に規定する名称又は商号の不正使用に関する請求、種苗法に規定する育成者権に関する請求その他知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利(いわゆるパブリシティ権等)に関する請求で、金銭を目的としないもの」と定義されている。他方、大分類「②金銭を目的とする訴え」の小分類である「知的財産権に関する訴え」(知的財産金銭)は同様の定義の末尾が「金銭を目的とするもの」とされている。司法統計等において知財事件と扱われているのはこの2つの分類の和集合であると推測される。

¹⁶ おそらくは同様の手法によって既済事件の事件番号リストを入手することで実施されたと思われる近時の研究として、飯田高「民事訴訟記録調査の概要」社会科学71巻2号(2020年)5頁を参照。

決できる。

そこで筆者は、最高裁判所に対し、「平成29年1月1日から令和3年12月31日までに全国の地方裁判所で判決によって終局した知的財産権関係民事事件（第一審）の全てについて、裁判所名、事件番号及び終局日が分かる文書」の開示申出を行った¹⁷（高等裁判所の控訴事件についても同様）。その結果、期待通りの事件番号等のリストを入手することができた¹⁸。なおこのリストは、裁判所が事件を受審した時点で、訴状の記載内容に基づいて知財事件に分類した事件のリストであるらしく、その後の審理の過程で知的財産権に関する請求が取り下げられるなどした結果、判決時点においてはもはや知財判決とは呼べないものを含んでいる。以下の記述において「知財判決とはいいい難い」と述べているのはこのようなケースを指している。

(3) 本稿の概要

本稿では、同リストに基づいて行った調査研究の結果を報告する。第2章では知財判決の裁判所ウェブサイトにおける公開状況を裁判所ごとに調査し、整理する。ここでは知財高裁の公開率が極めて高い一方、東京・大阪以外の高等裁判所及び地方裁判所の公開率が極めて低いことが示される。また本章ではこのような差が生じる背景として、裁判所による判決書の公開基準について触れる。

第3章では東京地裁本庁及び大阪地裁以外の地方裁判所の令和元年の知財判決（全27件）を全件調査した結果を報告する。27件中2件は裁判所ウェブサイトに掲載され、3件は商用データベースのみに掲載されている。残り22件はこれらのいずれにも掲載のない未公開判決であり、事件記録の閲覧の方法によって内容の確認を行った。本章では、これら22件から知財判決とはいいい難い3件を除いた19件の未公開判決を中心に、事案の概要と

¹⁷ 実際には数度にわたる試行錯誤によって段階的に開示申出を行っている。本文の記述はそれらの過程を1つの文章に整序したものである。

¹⁸ なお厳密には文書開示手続とは異なる「司法行政上の便宜供与」としての情報提供として文書を受け取った（それに伴い開示申出は取り下げた）。これは、データベースから出力された情報を見やすい表の形に整形した文書を新たに作成していただいたためである。

判旨を簡単なコメントと共に紹介する（5件の公開判決についても、全体の傾向を知るために簡単に触れる）。本稿の目的の一つは先例的価値を有すると思われる知財判決が未公開とされている例が一定程度存在していることを指摘することであるところ、これら未公開判決の紹介によってこの目的を達することができるであろう。

第4章ではこのような未公開判決を素材とする研究の意義と課題について述べるとともに、民事判決の全件公開に向けた最近の動向を紹介する。

2. 裁判所ごとの公開状況

(1) 高等裁判所

まずは平成29年から令和3年までの5年間の、判決によって終局した知的財産関係民事控訴事件（ネ号事件）の件数を高等裁判所ごとに紹介する（過去5年間を通して0件の裁判所は省略）。なおこの件数は事件番号単位でカウントされたものであり、判決書の数とは一致しない（以下の表も同じ）。

《表1》高等裁判所ごとの判決で終局した知財民事控訴事件数

裁判所名	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
知財高裁	88	73	75	49	64
大阪高裁	13	6	26	10	4
名古屋高裁本庁	0	3	1	0	1
名古屋高裁金沢支部	0	0	0	2	0
広島高裁本庁	0	1	0	0	1
広島高裁岡山支部	0	0	1	0	0
福岡高裁本庁	0	1	0	2	2
福岡高裁那覇支部	0	0	0	0	1
仙台高裁本庁	0	0	1	0	0
札幌高裁	1	2	3	1	0
合計	102	86	107	64	73
（うち知財高裁・大阪高裁以外）	1	7	6	5	5
（知財高裁・大阪高裁への集中率）	99.0%	91.9%	94.4%	92.2%	93.2%

表1からは、知財高裁・大阪高裁への集中率が90%台で推移しているこ

とと、それ以外の高等裁判所にも毎年数件程度の知財判決が存在していることが分かる。

次にこれらの事件の判決が裁判所ウェブサイトにおいてどの程度公開されているかを調査した。表2はその結果を知財高裁、大阪高裁及びその他の高等裁判所についてまとめたものである。表の上段は判決が公開されている事件数(事件番号単位)、下段は公開率(上段の数値を表1の数値で割って小数第2位を四捨五入したもの)を示している。

なお裁判所ウェブサイトにおける最終確認日は令和4年7月7日である。令和3年の判決が今後公開されて数値が増加する可能性がある(以下の表も同じ)。

表2からは、知財高裁の公開率が安定して高水準で推移していること、大阪高裁の公開率は年によってばらつきが大きいこと、そしてその他の高等裁判所の知財判決が全く公開されていないことが分かる¹⁹⁾。

《表2》高等裁判所ごとの公開数と公開率

裁判所名	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	累計
知財高裁	87件 ²⁰⁾ 98.9%	72件 ²¹⁾ 98.6%	71件 ²²⁾ 94.7%	49件 100%	62件 96.9%	341件 97.7%
大阪高裁	13件 100%	4件 66.7%	8件 30.8%	7件 70%	3件 ²³⁾ 75%	35件 59.3%

¹⁹⁾ この期間の東京・大阪以外の高等裁判所の知財判決には、本稿後掲【7】、【9】及び【17】事件の各控訴審判決のほか、商用データベースへの掲載を確認できたものとして、福岡高判平成30年1月23日D1-Law28290714(平成29年(ネ)第237号、同第489号)〔エマックス事件差戻後控訴審〕、札幌高判令和元年9月19日LEX/DB25564298(平成31年(ネ)第10号)〔山頭火控訴審〕及び名古屋高金沢支判令和2年5月20日2020WLJPCA05206006(平成30年(ネ)第81号等)(営業秘密の使用について判断した事例。末吉互弁護士による解説記事としてhttps://iplaw-net.com/tradesecret-mailmagazine-column/tradesecret_vol_55を参照)がある。

²⁰⁾ 掲載されていない1件は知財高判平成29年2月14日LEX/DB25560565(平成27年(ネ)第10050号)。

²¹⁾ 掲載されていない1件は知財高判平成30年8月8日LEX/DB25449623(平成30年(ネ)第10011号)。

²²⁾ 掲載されていない4件のうち1件は本稿後掲【11】事件の控訴審判決。

²³⁾ 掲載されていない1件は大阪高判令和3年3月11日判時2491号69頁〔ハッ橋控訴審〕。

その他高裁	0 件 0 %	0 件 0 %	0 件 0 %	0 件 0 %	0 件 0 %	0 件 0 %
高裁全体	100件 98.0%	76件 88.4%	79件 73.8%	56件 87.5%	65件 89.0%	376件 87.0%

(2) 地方裁判所

同様に、地方裁判所についても平成29年から令和3年までの5年間の、判決によって終局した知的財産関係民事第一審事件（ワ号事件）の件数を裁判所ごとに紹介する（過去5年間を通して0件の裁判所は省略）。

《表3》地方裁判所ごとの判決で終局した知財民事第一審事件数

裁判所名	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
東京地裁本庁	132	133	121	113	178
東京地裁立川支部	1	0	3	0	0
横浜地裁本庁	2	5	1	0	1
横浜地裁川崎支部	0	1	1	0	0
横浜地裁小田原支部	1	0	0	0	0
さいたま地裁本庁	1	3	0	0	3
さいたま地裁川越支部	0	1	0	0	0
千葉地裁本庁	0	0	0	0	1
千葉地裁佐原支部	0	0	0	1	0
水戸地裁土浦支部	0	0	0	1	0
前橋地裁本庁	0	0	0	0	1
前橋地裁太田支部	0	0	1	0	0
静岡地裁本庁	0	0	1	0	1
静岡地裁沼津支部	1	0	0	0	0
甲府地裁本庁	0	1	0	0	0
甲府地裁都留支部	1	0	0	0	0
長野地裁本庁	1	0	0	0	0
長野地裁松本支部	0	1	0	0	0
大阪地裁本庁	50	45	85	18	40
京都地裁本庁	3	6	1	2	5
神戸地裁本庁	5	2	1	0	1
神戸地裁姫路支部	0	0	1	0	0
奈良地裁本庁	0	0	1	0	0
名古屋地裁本庁	2	4	1	1	1

裁判所名	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
名古屋地裁豊橋支部	0	0	0	3	0
津地裁本庁	0	1	0	0	1
津地裁四日市支部	0	1	0	0	0
福井地裁本庁	0	1	0	0	0
福井地裁敦賀支部	1	0	0	0	0
山口地裁本庁	1	0	0	0	0
山口地裁下関支部	0	0	0	1	1
岡山地裁本庁	0	1	0	0	0
福岡地裁本庁	2	0	2	3	2
長崎地裁本庁	0	0	1	0	0
大分地裁本庁	0	1	1	1	0
那覇地裁本庁	0	0	0	0	1
仙台地裁本庁	1	0	1	0	0
福島地裁郡山支部	0	2	0	0	0
福島地裁会津若松支部	0	0	1	0	0
秋田地裁大曲支部	0	1	0	0	0
青森地裁弘前支部	0	0	0	1	0
札幌地裁本庁	6	15	8	5	3
札幌地裁岩内支部	0	0	1	0	0
高松地裁本庁	0	0	0	1	1
合計	211	225	233	151	241
(うち東京本庁・大阪以外)	29	47	27	20	23
(東京本庁・大阪への集中度)	86.3%	79.1%	88.4%	86.8%	90.5%

表3からは、東京地裁本庁及び大阪地裁への集中度がおおむね80～90%の間で推移していることと、東京本庁・大阪以外の各地に、判決に至った知財事件が毎年20件以上散在していることが分かる。なかでも横浜・京都・神戸・名古屋・福岡・札幌には、ほとんどの年において1件以上の知財判決が存在している。逆に、高裁所在地のうち広島・仙台・高松にはあまり知財判決が存在しない。

次にこれらの事件の判決が裁判所ウェブサイトにおいてどの程度公開されているかを調査した結果を表4に掲げる。

《表 4》地方裁判所ごとの公開数と公開率

裁判所名	平成29年	平成30年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	累計
東京地裁本庁	104件 78.8%	121件 91.0%	105件 86.8%	105件 92.9%	155件 87.1%	590件 87.1%
大阪地裁本庁	45件 90%	41件 91.1%	43件 50.6%	16件 88.9%	39件 97.5%	184件 77.3%
その他地裁	0 件 0 %	2 件 ²⁴ 4.3%	2 件 ²⁵ 7.4%	1 件 ²⁶ 5 %	1 件 ²⁷ 4.3%	6 件 4.1%
地裁全体	149件 70.6%	164件 72.9%	150件 64.4%	122件 80.8%	195件 80.9%	780件 73.5%

表 4 からは、東京地裁の公開率がおおむね90%前後で推移していること、大阪地裁の公開率も令和元年を除けば同様に90%前後であること、そしてその他の地方裁判所の公開率が約 4 %であることが分かる。

(3) 分析

表 2 及び表 4 からは、各裁判所の公開状況について次のようにいうことができる。

知財高裁は 5 年間の累計公開率が97.7%と極めて高く、「ほぼ全件公開」が実現されているといってよい。大阪高裁は30%から100%まで、年によってばらつきが大きい、5 年間の累計公開率は59.3%であり、半数以上が公開されている。その他の高等裁判所については調査対象とした 5 年間

²⁴ 札幌地判平成30年 3 月19日裁判所 Web (平成29年(ワ)第1272号) [理容店 BGM] 及び名古屋地判平成30年9月13日裁判所 Web (平成29年(ワ)第1142号) [や台ずし]。前者は朝日新聞・毎日新聞東京・読売新聞で、後者は朝日新聞・毎日新聞中部・日本経済新聞名古屋で報道された。

²⁵ 奈良地判令和元年 7 月11日裁判所 Web (平成30年(ワ)第466号) [金魚電話ボックス一審、本稿後掲【15】事件] 及び福岡地判令和元年11月26日裁判所 Web (令和元年(ワ)第1429号) [パブ BGM、本稿後掲【16】事件]。前者は朝日新聞・毎日新聞大阪・読売新聞大阪・日本経済新聞で、後者は朝日新聞・毎日新聞西部・読売新聞西部・日本経済新聞で報道された。

²⁶ 京都地判令和 2 年 6 月10日判時2491号74頁 [ハッ橋一審]。朝日新聞・毎日新聞東京・読売新聞東京・日本経済新聞で報道された。

²⁷ 京都地判令和 3 年12月21日裁判所 Web (令和 2 年(ワ)第1874号) [編み物 YouTuber]。毎日新聞大阪・読売新聞大阪で報道された。

の公開数が0件であり、全く公開されていないことが分かった。

東京地裁は、本稿執筆時点において令和3年の判決の公開が完了していない可能性もあるが、それでも5年間の累計公開率が87.1%と高く、知財高裁には及ばないものの「ほぼ全件公開」に近い状況といえる。大阪地裁は令和元年だけが落ち込んでいるが、それ以外の年では90%前後の公開率となっており、「ほぼ全件公開」といってよい。その他の地方裁判所については、5年間の公開数が6件(4.1%)と極めて低い。

以上をまとめると、直近5年間の知財判決の公開状況は「東京・大阪」と「それ以外」とに二極化しているといえる。「東京・大阪」の中では知財高裁(97.7%)→東京地裁(87.1%)→大阪地裁(77.3%)→大阪高裁(59.3%)の順に公開率が高く、最も低い大阪高裁でも6割程度が公開されている。これに対して「それ以外」の地方裁判所では約4%、高等裁判所に至っては0%である。

裁判所によってこのように公開状況に差が生じるのは、判決書の掲載基準の運用の違いに由来するものであると推測される。最高裁判所事務総局広報課長らが連名で発出した事務連絡「下級裁判所判例集に掲載する裁判例の選別基準等について」(平成29年2月17日)²⁸によれば、裁判所ウェブサイトへの掲載基準は次のとおりとされている。

「原則として、判決言渡日(決定告知日)の翌々日までに、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞及び日本経済新聞(以下「日刊紙4紙」という。)のうち2紙(地域面を除く。)に判決等の判断が掲載された事件について、裁判書を下級裁判所裁判例速報に掲載する。

また、これ以外の場合であっても、各庁の判断で、社会的な影響等に鑑みて、広く情報提供をすることがふさわしいと特に認められる事件の裁判書を掲載することもできる。」

前段は日刊紙での報道数という客観的基準で掲載するものであり、後段は各裁判所の裁量による掲載を認めるものである。「東京・大阪」の掲載判決は必ずしも報道されたものばかりではないので、おそらく後段にいう

²⁸ https://www.courts.go.jp/toukei_siryu/kitei_tsutatsu/sonota/index.html

「各庁の判断」として、知財判決を積極的に公開していこうとする運用が行われているのであろう。これに対して「それ以外」の地方裁判所で公開されている6件の事件はいずれも報道され、前段の客観的基準を満たすものである（前掲注24～27参照）。言い換えると、東京・大阪以外の裁判所では、「各庁の判断」による裁量的な掲載は全く行われていない。

東京・大阪の知財判決が裁判所ウェブサイトに掲載・公開されることで知財法学界の議論を喚起し、その発展を促していることは論を俟たない。ところが同じ知財事件が東京・大阪以外の裁判所に係属した場合には、報道されない限り、その判決は公開されないという不均衡が生じている。どれほど重要な論点を含んでいる事件であっても、東京・大阪以外の裁判所が「社会的な影響等に鑑みて、広く情報提供をすることがふさわしいと特に認められる事件」だと判断して裁量的に掲載することには期待できないのが現状である²⁹。

3. 東京・大阪以外の地方裁判所の令和元年知財判決の全件調査

(1) 概要

それでは実際に、先例的価値を有するかもしれない知財判決はどの程度埋もれているのだろうか。これを検証するため本研究では、公開率の低い、

²⁹ 象徴的な事例がいわゆるエマックス事件（最判平成29年2月28日民集71巻2号221頁）である。商標権侵害訴訟において無効の抗弁と権利濫用の抗弁が問題となった重要な事件であるが、原審（福岡高裁）及び原々審（大分地裁）の判決は裁判所ウェブサイトに掲載されておらず、最高裁判決が出るまで一般にその存在を知られていなかった。同事件で裁判長を務められた大橋正春・元最高裁判事は後のインタビューにおいて、「最高裁で感じたことは、新しい問題についての文献が少ないということです。憲法に限るわけではないですが、日本では研究のテーマが非常に偏っていて、多数の文献があるテーマがある一方で、重要な問題と思われる文献がないということが少なくないと感じました。どんな事件でも、事件が最高裁に来るまでには時間がありますので、どこかの段階で研究者が問題を取り上げて論文を書いていただくということがあればありがたいと思います」と発言されているが（「インタビュー 大橋正春・鬼丸かおる元最高裁判事に聞く」法律時報93巻2号（2021年）80頁）、研究者サイドからは、最高裁が上告を受理するほどの重要な事件についてすら原判決が公開されない現状にも課題があるのではないかと応答せざるを得ない。

東京地裁本庁及び大阪地裁以外の地方裁判所に焦点を当てて、未公開判決を含む知財判決の全件調査を行うこととした。具体的には令和元年の判決を取り上げた。ここで令和元年を対象とした理由は、控訴されていたとしてもすでに確定している程度には古く、かつ準備書面等の事件記録の保管年限（５年）が過ぎていない程度には新しいもの、という考慮に基づく。

表３に示されているとおり、令和元年には東京地裁本庁及び大阪地裁以外の地方裁判所に27件の知財第一審事件が存在している。これらの事件の判決のうち裁判所ウェブサイトに掲載されているものは２件（【15】【16】）、商用データベースのみに掲載されているものは３件であり（【4】【13】【14】）、残り22件の事件の判決は未公開である。これら未公開判決については各地の裁判所に赴いて事件記録を閲覧する方法で内容の確認を行った³⁰。

全27件の内訳を、そこで問題となった知的財産の種類と本稿における紹介番号を含めて整理すると、次表のとおりである。

《表５》東京地裁本庁及び大阪地裁以外の地方裁判所の令和元年知財判決の内訳

裁判所名	件数	知的財産の種類	本稿での番号
東京地裁立川支部	3	不正競争（商品等表示） 1件 不正競争（営業秘密） 1件 著作権（侵害訴訟） 1件	【2】 【4】 【11】
横浜地裁本庁	1	不正競争（営業秘密）	【6】
横浜地裁川崎支部	1	著作権（侵害訴訟）	【13】
前橋地裁太田支部	1	不正競争（信用毀損）	【8】
静岡地裁本庁	1	著作権（侵害訴訟）	【14】
京都地裁本庁	1	非知財 ³¹	—
神戸地裁本庁	1	著作権（侵害訴訟）	【12】
神戸地裁姫路支部	1	不正競争（営業秘密）	【5】

³⁰ 確定した民事訴訟の事件記録は、上訴審の記録も含めて、第一審裁判所で保存されることになっている（山中弁護士サイト掲載の「事件記録等保存規程」第３条参照）。

³¹ 虚偽の説明により価値の低い特許権の共有持分を高額で購入させられたとする損害賠償請求の事案。被告らのうち擬制自白が成立した一部の者を分離して調書判決とした事例であるため、本稿では扱わない。残りの被告らについては大阪地裁に移送され、そちらで判決が出ている（大阪地判令和元年８月29日裁判所Web（平成31年（ワ）第3277号））。

奈良地裁本庁	1	著作権（侵害訴訟）	【15】
名古屋地裁本庁	1	不正競争（形態模倣）	【3】
福岡地裁本庁	2	不正競争（営業秘密） 1 件 著作権（侵害訴訟） 1 件	【7】 【16】
長崎地裁本庁	1	商標	【24】
大分地裁本庁	1	不正競争（信用毀損）	【9】
仙台地裁本庁	1	商号	【23】
福島地裁会津若松支部	1	非知財 ³²	—
札幌地裁本庁	8	不正競争（商品等表示） 1 件 著作権（発信者情報開示請求） 6 件 非知財 ³³ 1 件	【1】 【17】 【18】 【19】 【20】 【21】 【22】 —
札幌地裁岩内支部	1	著作権（侵害訴訟）	【10】
合計	27	不正競争 9 件 著作権 13 件 うち侵害訴訟 7 件 うち発信者情報開示請求 6 件 その他（商号、商標） 2 件 非知財 3 件	

問題となった知的財産の種類は、不正競争と著作権に偏っている（なお特許権侵害訴訟は民訴法 6 条によって東京・大阪の専属管轄となっているので、当然ながらここに現れることはない）。

不正競争（9 件）の中では営業秘密に関する事件が 4 件と最も多いが（【4】～【7】）、控訴審の判断も含めればその全てにおいて営業秘密該当性が否定されている。その他の類型の不正競争の事件も、一審と控訴審で事実認定が異なった事例（【9】）を除き、その全てで請求が棄却されている。

³² 原告の顧客に対して競業者である被告が虚偽説明を行って原告の信用を毀損したとする事案。訴状では不競法 2 条 1 項 15 号（現 21 号）又は不法行為の主張をして損害賠償を請求していたが、その後不競法の主張を撤回した事件であり、知財判決とはいいい難いため本稿では扱わない。

³³ 取引先侵奪の事案。訴状では原告・被告の商号が類似することで顧客が混同したとする不競法 2 条 1 項 1 号の主張をしていたが、その後この主張を撤回し、別の行為（原告の商号が被告に変更になったとする虚偽説明をして顧客を侵奪した）を原因とする不法行為のみを主張することとなった事件であり、知財判決とはいいい難いため本稿では扱わない。

著作権事件のうち半数（7件）は侵害訴訟であり、いわゆる欠席判決で全部認容した2件（【12】及び【16】）を除くと、認容が1件（【14】）、棄却が4件である（このうち【15】の金魚電話ボックス事件は控訴審で逆転）。残り半数（6件）はいずれもインターネット上での写真の無断利用に関する発信者情報開示等請求事件である（【17】～【22】）。欠席判決である【18】を除く5件のうち、開示請求は4件で認容、1件で棄却され（【20】）、併合請求である被告プロバイダに対する損害賠償請求は全てで取下げ又は棄却されている。

以下では、公開判決（5件）も含めた全27件から知財判決とはいいい難い3件を除いた24件につき、未公開判決（19件）を中心に全件紹介する。なお事件記録の閲覧においてメモを取ることは許容されているが、写真撮影や謄写にわたるほどの書き写しは認められていない。そのため以下で紹介する「判旨」の内容のうち、カギカッコで括った数行程度の短い文章は判決文の重要部分に限って書き写したものであるが、それ以外の部分はメモに基づいて筆者が再構成したものであり、必ずしも判決文の言い回しそのものではないことに注意されたい。

（2）不正競争防止法に関する事件

まずは不正競争防止法に関する事件から、不正競争の類型ごとに、判決年月日順に紹介する。

（2-1）周知表示混同惹起行為（1号）

【1】札幌地裁令和元年8月9日判決（名称使用差止等請求事件）

〔事案の概要〕

原告X社が、「北海道産直市場」という表示（原告表示）がXの出所を示すものとして需要者に広く認識されていることを前提に、これと同一の文字からなる表示（被告表示）を営業上の活動に用いている被告Y社に対し、主位的に不競法2条1項1号及び3条1項に基づき、予備的に名称権（原告表示を他の法人等に冒用されない権利）に基づき、被告表示の使用差止等を請求した事案である。なおXの商号は「北海道産直市場」とは全く異なる。

Xが通信販売用の商品カタログに付していた標章は、下記の参考画像³⁴にXの商号等が付加されているものであった。主たる争点は、①原告表示の商品等表示該当性及び周知性並びに②名称権に基づく差止請求の可否である。

参考画像



〔判旨〕

裁判所は①について、「北海道産直市場」という文字列のうち「北海道」は単に地名を指し、「産直」は産地直送の一般的な略語であり、「市場」も一般的な語であって、このような地名と一般名称との組合せは海産物等の通信販売用カタログに付す表示としては比較的ありふれたものであると述べた。また、Xが同カタログに付していた標章（上記参考画像参照）に関して、当該標章は結合標章であり原告表示はその一要素として用いられているにすぎないことを指摘し、当該標章のうち原告表示の部分のみが単独で識別力や周知性を有するとは認め難いとした。そして、原告表示を付した営業活動をXが2年間しか行っていないこと、カタログも3回（合計約6万部）しか発送されていないことなどから、原告表示がXの出所を表示するものとして一般消費者たる需要者に広く認識されていたと認めることは困難であると結論付けた。

②については、最判平成18年1月20日民集60巻1号137頁〔天理教〕を引用して、「法人は、その『名称』を他の法人等に冒用されない権利を有するものと解するのが相当である」としつつも、Xの「名称」たる商号が原告表示とは全く異なるものであることから、Xの主張は名称権を主張することの前提を欠くものであるとした。

裁判所はさらにこれに続けて「『名称』たる商号以外の呼称であっても、

³⁴ 商標登録第6198966号より（実物には色彩あり）。なおこの商標権が登録されたのは本件の判決言渡し日より後のことであり、本件では商標権の侵害は問題となっていない。

それが法人の人格と一体不可分の関係にあり、もって当該法人を象徴しているのであれば、そのような呼称は名称権に準じてその保護の対象となると解する余地もないわけではない」との一般論を示しつつも、原告表示はXの営業活動のうち一部門に付された呼称にすぎないこと、一般消費者に対してはわずか3回のカタログ発送の際に表示したにとどまること、ありふれた地名ないし一般名称の組合せにすぎないことなどから、「本件において、原告表示がXの人格と一体不可分の関係にあり、もってX自身を象徴しているものとは、にわかに認め難い」と結論付け、差止請求等をいずれも棄却した（確定）。

〔コメント〕

本件は、地名と一般名称の組合せである「北海道産直市場」との表示につき、識別力が弱いことや使用実績が少ないことなどを理由に、Xの商品等表示としての周知性が認められないと判断された事例である。被告は不競法19条1項1号に該当するとも反論していたが、この点の判断をするまでもなく請求が棄却されている。

名称権については、上記平成18年最判を引用したうえで、名称（商号）に限らず、法人の人格と一体不可分の関係にあり当該法人を象徴している呼称について、名称権に準ずる保護を認める余地がないわけではないとの一般論を述べた点で注目される。なお同じく札幌地裁で名称権侵害が争点となった食ベログ事件一審判決³⁵とは異なる民事部の判断である。

（2-2）著名表示冒用行為（2号）

【2】東京地裁立川支部令和元年6月18日判決（損害賠償請求事件）

〔事案の概要〕

原告Xは、「A」の屋号又は「株式会社B」（Xが代表取締役を務める会社）を名乗って、浄水器フィルターの保守・販売等の業務（本件業務）を行っていた。Xは浄水器フィルターをC社から仕入れており、被告Y社はCの関連会社である。Xが事情により本件業務に従事することができない状態で音信不通となったことから、C社取締役会はXに代わって顧客対応

³⁵ 札幌地判平成26年9月4日裁判所Web（平成25年(ワ)第886号）。

等を行う必要があると判断して、Yに本件業務を引き継がせることとした。

のちにこの経緯を知ったXは、YがX又はAを名乗って本件業務を行ったことが著名表示冒用行為（不競法2条1項2号）に当たると主張して、Yに対し、X又はAの名称を用いて浄水器フィルターの販売又はその勧誘をすることの差止めと損害賠償を請求した。争点はX又はAの名称が「著名な商品等表示」に当たるかである。

〔判旨〕

裁判所は、不競法2条1項2号の対象となる表示は、「単に広く認識されている以上のものである必要があり、その表示主体の営業努力などによって、個別の商品や営業を超えた独自の財産的価値を持つほどの著明性^{〔ママ〕}を有していることが必要」であると判示したうえで、Xが本件業務を行うに際し「A」と名乗ることも「株式会社B」と名乗ることもあり、これらの名称が、個別の商品や営業を超えた独自の財産的価値を持つほどの著名性を有しているとまでは認められないとして請求を棄却した（確定）。

(2-3) 形態模倣（3号）

【3】名古屋地裁平成31年1月10日判決（販売差止等請求事件）

〔事案の概要〕

原告X社は子供用スポーツシューズである原告各商品（赤色、黒色、青色の3商品）を販売している。Xは、被告Y社が製造・販売する被告各商品（同じく赤色、黒色、青色の3商品）が原告各商品の形態を模倣した商品であると主張し、不競法2条1項3号及び3項1項に基づき、被告各商品の製造・販売等の差止めを求めた（各商品の外観は下記参考画像を参照）。

Xの主張するところによれば、原告各商品の最大の特徴は、靴紐の代わりにワイヤーレースを使用し、センターレースガイドを使用せずにダイヤルによってワイヤーを巻き取る点である。Xはこの点の共通性のほか、模様、色彩、光沢、質感の共通性を形態の実質的同一性の根拠として主張した。これに対しYは、原告各商品の特徴は外側側面のシルバー色の曲線模様であるところ、これに対応する被告各商品の模様は直線であって、この点において類似しないと反論した。

参考画像



〔判旨〕

裁判所は原告各商品の形態と被告各商品の形態をそれぞれ詳細に認定したうえで、3号の「模倣」の意義について、東京地判平成11年6月29日判時1692号129頁〔ファッション時計〕で判示されたのと同じの一般論を述べた。

そして両商品の外側側面の模様について、原告各商品のものは踵から甲の部分にかけての側面中央で二股に分かれる線状のシルバー色の曲線模様であるのに対し、被告各商品のものは中央部分の細長い矢尻形のシルバー色の模様であって、両者は形状・側面に占める割合・太さ・大きさ・長さが異なっていること、被告各商品の側面模様には先端の矢尻形の部分に文字が書かれていること（上記被告商品1の画像では、白地に黄色で書かれている部分を指している）などから、外側側面の模様が外観の相違に相当程度の影響を与えていると評価した。他方、共通部分については商品の外観の相違に影響を与えない些細な部分に関するものにすぎないと判断した。Xが特徴として主張したダイヤルの点については、証拠によれば、靴紐の代わりにワイヤーレースを使用してこれを巻き取るためのダイヤルが甲の外側部分に設けられている子供用スポーツシューズが原告各商品以前に他社により製造・販売されていることが認められることから、「子供用スポーツシューズの形態として原告各商品独自のものとまで

³⁶ <https://www.amazon.co.jp/dp/B06VW16S82/> より。

³⁷ <https://www.amazon.co.jp/dp/B07PZ5KTSZ/> より。

は認められない」と判示した。以上より、両商品は実質的に同一の形態であるとはいえず、依拠について検討するまでもなく、模倣したものということとはできないとして請求を棄却した（確定）。

〔コメント〕

子供用スポーツシューズの形態模倣が問題となった事案である。上記参考画像を一見するとダイヤル式である点の共通性が目を引くが、この点は原告各商品独自の特徴ではないと判断されており、同一性判断の基礎とされていない。

（2-4）営業秘密（4～10号）

【4】東京地裁立川支部平成31年1月18日判決（競業差止請求事件）

商用データベース及び金融・商事判例1579号46頁に掲載されている判決であり、簡単な紹介にとどめる。

まっげエクステンション専門店で営業する原告会社が、主位的に在職中の合意に基づき、予備的に不競法2条1項4号、5号又は8号及び3条1項に基づき、元従業員である被告に対し、退職後2年間の同一市内における競業行為の差止めを求めた事案である。顧客ごとにその施術履歴等の情報を記載した顧客カルテが営業秘密であり、被告はこれを不正取得したというのが原告の主張である。

裁判所は主位的請求を棄却するとともに、予備的請求についても「仮に施術履歴の入手が不正競争に該当するとしても、その差止めが認められるのは、施術履歴の入手による原告の営業上の利益の侵害行為であって、本件競業行為そのものではないし、現時点において、施術履歴の入手によって原告の営業上の利益が侵害され、又はそのおそれがあることを認めるに足りる証拠はない」と判示してこれを棄却した（控訴棄却³⁸、最高裁の上告棄却・不受理決定で確定）。

³⁸ 知財高判令和元年8月7日金判1579号40頁。施術履歴の秘密管理性を否定した。

【5】神戸地裁姫路支部平成31年1月30日判決（損害賠償等請求事件）

〔事案の概要〕

総合警備業務等を行う原告X社が、同社の代表取締役であった被告Yが転職先の警備会社においてXの営業秘密を使用して警備業務を受注している等と主張して、Yに対し、営業秘密の開示・漏洩・使用の差止め及び損害賠償を請求した事案である。

Xには関連会社としてA社が存在しており、XとAの設立者は同一人物である。Xには事務員も営業担当者もおらず、Aの従業員がXのために営業活動を行い、Xの業務に関する見積書を作成・管理していたという事情がある。BはAの営業担当者であった者であり、YがXを退職して転職した後、Yの紹介で同じ会社に転職している。

Xが営業秘密であると主張した情報は、Xが受注した警備業務に係る見積書一覧表のうち「単位数量」（警備に必要な人数）と「単価」に係る情報である。この情報はAにおいて管理されていたものであるが、Bがこの情報をUSBメモリに複製して持ち出してYとともに転職先で使用しているというのがXの主張である。

このような事実関係のもと、Yの使用等が不競法2条1項5号又は8号の不正競争行為に該当するかが争われた。主たる争点は営業秘密該当性である。

〔判旨〕

裁判所は秘密管理性及び有用性のいずれも認められないとして営業秘密該当性を否定し、Xの請求を棄却した。秘密管理性については、X及びAにおいて情報の取扱いを定めた規定が存在せず、取扱者や保管場所の限定がなされていなかったこと、「丸秘」等の表示も付されていなかったこと、見積書のデータファイル自体にパスワード設定がされていなかったこと、このデータはAの営業担当者のパソコンに保存されていたものの、ログインパスワードはBを含む営業担当者間で共有されていたことなどの事実を指摘し、見積書の情報が秘密性あるものとして客観的に見て合理的に管理されていたものと評価することはできないと結論付けた。

また有用性に関しても、単価は特別の計算式で導かれたものではなく、Bら営業担当者の経験や過去の事例から決められた数字であって、同業者

であればおよその相場は容易に把握できるし、入札による契約であった場合には入札結果は公表されることから、この情報を使用することによって費用の節約や経営効率の改善等に役立ったりするとは認められないとしてこれを否定した。

不正取得行為の有無についても、BによるUSBメモリへの複製はパソコンが不調となったことによるバックアップ目的のものであり、A代表取締役の指示に基づく複製であったところ、A代表取締役はBの退職に当たって当該USBメモリの返還を求めなかったことなどから不正取得には当たらないと判示して、請求を棄却した（控訴後、控訴取下げにより確定）。

〔コメント〕

営業上の情報について有用性を否定した事例であり、その判断内容の是非はともかく、先例的価値を有する事例であるように思われる。

【6】 横浜地裁令和元年12月18日判決（損害賠償請求事件）

〔事案の概要〕

LED照明等を製造販売する原告X社が、Xの取締役であった被告Y2と、Y2が代表取締役を務め、LED照明を販売する被告Y1社に対し、Y2による在任中の競争準備行為や引拔行為、営業秘密の不正取得行為（不競法2条1項4号）等及びY1による営業秘密の使用行為（不競法2条1項5号）等が社会通念を逸脱した違法な競争であって一連の不法行為に当たると主張し、損害賠償を請求した事案である。

〔判旨〕

裁判所は、Y2との関係では、Y2が持ち出したとする機密資料がどのような内容のものであるかをXが特定していないとして営業秘密の不正取得に当たるとは認められないと判断した。Y1との関係では、LED照明の設計、仕様、規格に関する情報については有用性を認めるに足りる証拠はないとしてこれを否定し、製品の委託状況に関する情報についてはXにおける秘密管理方法が判然としないとして秘密管理性を否定し、顧客に関する情報については、確かにXとY1の顧客には重複するものもあるが、それらはいずれも知名度の高い大手企業であって、Y1がXの顧客情報を

利用したものと推認することはできないとして不正使用を否定した。そしてその他の行為も不法行為に該当しないとして請求を棄却した(控訴後和解)。

[コメント]

Xは、Yらの一連の行為が一個の不法行為であると主張しており、営業秘密に関する不正競争のみを取り出して不正競争防止法上の請求をするものではないようである(したがって控訴審は知財高裁ではなく東京高裁に係属している)。そのためもあってか、上記[判旨]で示唆されているように、営業秘密該当性に関する主張立証も十分になされているとはいいい難い。

【7】福岡地裁令和元年12月19日判決(不正競争行為差止等請求事件)

[事案の概要]

健康食品の販売事業を行うA社が営業活動に用いていた顧客名簿が営業秘密に当たるかが争われた事件である。Aは電話勧誘の方法で健康食品の販売を行っており、1回購入した顧客の情報を本件名簿に記録し、2回目以降の購入を促すための営業活動に使用していた。具体的には17万件余の顧客についての、氏名、住所、電話番号、購入履歴等の情報が本件名簿である。本件名簿は紙媒体の「顧客カード」とパソコンから閲覧可能な電子データである「顧客データ」の2種類の方法で記録されていた。

Aは上記電話勧誘に際して不実告知や迷惑勧誘を行ったとして、平成28年3月、特定商取引法違反で業務停止命令を受けた。そこで同月、B社に対し営業譲渡をした。Aの従業員の一部の者たちは、新たに原告X社を立ち上げた。Xは、平成29年3月、Bからさらに営業譲渡を受け、Bから引き継いだ本件名簿を使用して健康食品の販売を行っている。

一方、業務停止期間中もAでは、業務停止命令に抵触しない範囲で、本件名簿を使用して顧客からの問い合わせへの対応を行っていた。Bへの営業譲渡に際して、顧客カードの一部と顧客データがBに引き渡されたものの、なおAには顧客カードの残部と顧客データが保存されたパソコンが残されていた。A従業員のうちXへの移籍に加わらなかった一部の者たちは、Cを設立時代代表取締役として被告Y1社を立ち上げた。A従業員であった

被告Y2は、Aに残っていたパソコン(顧客データが保存されているもの)をCに引き渡した(Xはこれが不正開示行為だと主張)。Y1は平成29年6月から健康機器等の販売業務を開始し、本件名簿を使用している(Xはこれが不正使用行為だと主張)。Cの死亡に伴い、Y2がY1の代表取締役となった。

上記事実関係のもと、営業秘密の不正開示及び不正使用(不競法2条1項7号・8号)に当たるとして、XがYらに対し、本件名簿を使用した営業行為の差止め及び本件名簿の廃棄並びに損害賠償を請求した³⁹。

主たる争点は本件名簿が営業秘密に当たるか否かである。裁判所の認定事実によれば、Aにおける本件名簿の管理状況は次のとおりであった(Xにおける管理状況もこれとほぼ同様であるとされている)。

Aの営業担当者のうち一部の者にはパソコンが貸与され、それを用いて販売管理システムにログインし、自らが担当する顧客の情報へのアクセスが可能であった。これに加え、社内には閲覧用パソコンが2台置かれ、その隣には販売管理システムへログインするためのID・パスワードが記載されたマニュアルが備えられていた。閲覧用パソコンからは全顧客の情報へのアクセスが可能であった。また、顧客名簿は紙媒体の顧客カードにも記録されており、当該顧客を担当する営業担当者に交付されていた。これらのカードは各自の机の上に置かれたり、施錠のないカラーボックスに保管されたり、作業台に長期間放置されるなどしていた。また社外秘やマル秘といった表示もされていなかった。

³⁹ 損害賠償請求に関して、AからBへの営業譲渡が顧客名簿の独占的使用権を取得させるものであったことを前提にYらの行為が顧客名簿独占的使用権侵害の不法行為であるとする予備的請求もされている。裁判所は「本件において譲渡の対象とされたのは、本件名簿という情報(又は当該情報に関わる営業活動)であるため、容易に対象物の複製を作成することができ、また、複製物が元の情報と同等の価値を有するため、有体物の譲渡の場合と異なり、買主に当該情報を移転しつつ、売主に当該情報を残存させることが可能であるから、売主に当該情報の残存を認める趣旨であったかどうかについて、売買当事者間の合意内容を確定する必要がある」と判示したうえでAB間の譲渡契約の条項を精査し、Aによる本件名簿の使用継続を否定したものと解されない(つまりBが独占的使用権を取得したとは認められない)と判断し、この請求を棄却した。

〔判旨〕

裁判所は、「秘密管理性が認められるためには、当該情報にアクセスした者において、当該情報が営業秘密であることを客観的に認識できるようにして、当該情報が管理されていることを要する」との一般論を述べたうえで、上記認定事実に照らし、閲覧用パソコンにおけるアクセス制限が特に課されていないこと、顧客カードは従業員であれば誰でも内容を閲覧でき、外部へ持ち出すことさえ容易であったこと、(ほかに社外秘と記載された資料が存在するのに対して)顧客カードやその収納場所には社外秘等の記載がないことから従業員が本件名簿の秘密性を相対的に低いものであると認識していた可能性があることなどを指摘し、Aにおいて従業員にとって本件名簿が営業秘密に当たることを客観的に認識できるように管理されていたとは認められず、Xにおいても同様であるから、本件名簿がXにおける営業秘密に該当するとは認められないと判断し、請求を棄却した。

これに対しXが控訴。福岡高裁(令和2年10月22日判決)は、おおむね原判決を引用して控訴を棄却した(最高裁の上告棄却・不受理決定により確定)。

〔コメント〕

本件はもともとA従業員であった者たちがX社とY1社に分裂した後に、Aの顧客名簿の使用継続をめぐる生じた紛争である。一方ではAからB、BからXへと営業譲渡に伴って本件名簿が転々譲渡され、他方ではAに残された本件名簿をYが取得して使用しているという二重譲渡類似の状況が内部分裂に伴って生じている。裁判所はA及びXにおける秘密管理が認められないとして請求を棄却しているが、仮に営業秘密該当性が肯定された場合にXYの使用権原をどのように調整すべきかは興味深い課題である(営業譲渡契約による解決の可能性につき注39も参照)。

対抗要件制度が設けられていない営業秘密の譲渡可能性についてはかねてより議論のあるところであり⁴⁰、本件はこの点について考察する素材

⁴⁰ 中山信弘「不正競争防止法上の保護を受ける地位の譲渡可能性」『判例不正競争法』(発明協会、1994年)44頁(商品表示を念頭に譲渡可能性を論じるものであるが、

を提供する事例である。

(2-5) 信用毀損 (21号)

【8】前橋地裁太田支部令和元年10月2日判決（損害賠償等請求事件）

〔事案の概要〕

LPガス販売について競争関係にある原告X社と被告Y社との間の紛争である。Yは自己の顧客である不動産オーナーらに対し「LPガスの供給変更の勧誘の営業について」と題する書面（本件文書）を配布した。そこには、①関東地方では近年、LPガス供給会社の変更の営業が多く行われているところ、中には悪質な業者も存在し、国民生活センターから注意が呼びかけられていること、②群馬県においてはXが活発に活動しており、執拗な営業により迷惑を受けたオーナーがいること、③これらは、トラブル等によってオーナーが不利益を被る可能性があるという点において共通している、等の内容が記載されていた。

Xは、上記①はXが悪質な業者であるという事実の摘示である、上記②については執拗な営業をしたことはないから虚偽である、上記③についてはオーナーが不利益を被る可能性があるとの事実が虚偽である等と主張し、本件文書の配布が信用毀損（不競法2条1項15号（現21号））又は名誉毀損に当たるとして不競法4条又は民法709条を根拠に損害賠償等を求めて提訴した。

〔判旨〕

裁判所は、上記①について、①と②は段落を分けて記載されており、①の段落にはXの社名は書かれていないことから、一般的注意喚起にすぎず、Xを悪質な業者であると摘示するものではないと判断した。上記②についてはXが執拗な営業をしたという事実の摘示があると判断したうえで、Xの営業活動の中にはオーナーを困惑させるような執拗さのあるものがあつた可能性が高いとの事実認定の結果、虚偽の事実の告知には当たらないと判断した。上記③についてはYの認識・見解を示した論評であつて事実の摘示ではないと判断した。以上より、いずれも信用毀損には当たら

営業秘密についても基本的に同様であると述べる)。

ないとして請求を棄却した（名誉毀損の点は省略）。

これに対しXが控訴。東京高裁（令和2年3月5日判決）は、最判平成9年9月9日民集51巻8号3804頁及び最判平成16年7月15日民集58巻5号1615頁を参照しつつ、不競法2条1項15号（現21号）の「事実」とは「証拠等をもってその有無を決することが可能な他人に関する特定の事項をいい、証拠等による証明になじまない意見ないし論評とは区別されるべきものであって、その区別に当たっては一般の読者の通常の注意と読み方を基準として判断すべき」であるとの一般論を述べたうえで、上記③について「不利益を被る可能性があること自体を証拠等によって認定することはできないから……意見ないし論評を表明したものとみるのが相当」である等と判示し、原判決を是認した（最高裁の上告棄却・不受理決定により確定）。

〔コメント〕

21号の適用に当たって「事実」と「意見・論評」の区別が問題となった一事例である。東京高裁は名誉毀損に関する最高裁判例の基準をそのままこの場面に持ち込む一般論を示している。同様の基準を示すものとして、知財高判平成25年9月25日裁判所Web（平成25年（ネ）第10004号）等がある。

【9】大分地裁令和元年10月10日判決（損害賠償請求事件）

〔事案の概要〕

原告X社が2次下請会社として受注した土木工事の現場に、競争関係にある被告Y社の相談役であるA会長が訪問した。Xの主張によれば、その際にAは元請会社の関係者に対し、Xが本件工事で用いている工法がAの有する特許権を侵害する可能性があると述べた（本件発言）。同日、Xは本件工事から外され、その後Yが元請会社から同種の工事を受注した。Xは、本件発言がXの営業上の信用を害する虚偽の事実の告知（不競法2条1項21号）に当たると主張して、本件工事から外されたことによって被った損害の賠償を求めて提訴した。

Xの使用していた工法がAの特許権の侵害となるかは争われておらず、むしろ特許権侵害に当たらないことが前提とされている。争点はAによる

本件発言があったかどうかという、もっぱら事実認定の問題である。

〔判旨〕

裁判所は、Aが特許権の話題を持ち出したのは、Yが本件工事に協力してXを指導等するとYの有するノウハウがXに流出することが懸念されるとして協力を断ったという会話の流れによるものであると認定し、Xが違法行為を行っているというようなXの営業上の信用を害する虚偽の事実の告知と評価すべきものではないと判示して請求を棄却した。

これに対しXが控訴。福岡高裁（令和3年1月15日判決）は本件発言があったと認定して原判決を変更し、損害賠償請求を一部認容した。控訴審は、Aの訪問があった日の関係者の行動等の諸事情を認定したうえで、Aが元請会社の関係者に対し、Xを本件工事から外さなければ特許権侵害に関する紛争が生じるとの強い危機感を与える内容の発言をしたと推認することができるかと判示した。そしてAが工法の具体的な内容等を精査せずに本件発言をしたことに過失があり、Xは本件発言が原因で工事から外されたとして、Yは同法4条の損害賠償責任を負うとした。その際、同法5条2項の損害額の推定については、Xが2次下請であるのに対しYは1次下請として受注したこと及びXが行う予定であった工事とYが受注して実際に行った工事の内容とが同一でないことから、Yが得た利益の金額がYの不正競争（信用毀損行為）によってXが受けた損害の金額であると推定することはできないと判示して、同項によらずに損害額の算定を行っている（最高裁の上告棄却・不受理決定により確定）。

〔コメント〕

特許権侵害の可能性を指摘する本件発言が実際にあったかどうかという事実認定が問題となった事案であり、一審と控訴審とで異なる認定がされたものである。損害額の算定に際し、不競法5条2項の推定を用いることができないとされた一事例でもある。

（3）著作権法に関する事件

次に著作権法に関する事件を、侵害訴訟と発信者情報開示請求事件とに分けて、判決年月日順に紹介する。

(3-1) 侵害訴訟

【10】札幌地裁岩内支部平成31年1月18日判決（損害賠償請求事件）

〔事案の概要〕

アダルトビデオの著作権を有する訴外会社は、インターネット上の動画サイト「FC2アダルト」における無断アップロード被害に関して、ネバダ州の連邦地裁に情報開示の申立てを行い、多数の投稿者の氏名・住所等の情報を入手した。本件はこれらの投稿者に対する損害賠償請求事件の一つである⁴¹。

「FC2アダルト」においてAというアカウント名を使用していた者は、平成25年9月に3つの動画（訴外会社が著作権を有するもの）を無断アップロードした。訴外会社は平成26年6月に上記申立てを行い、同年8月16日にアカウントAの登録情報として、被告Yの氏名・住所等の情報の開示を受けた。訴外会社は同月26日にY宛に賠償金の支払いを求める内容の警告書を送付したが、Yが支払うことはなかった。原告X社は平成28年に訴外会社を合併し、その権利義務を承継した。

Xは平成29年8月28日に本件訴訟を提起し、著作権侵害を理由とする損害賠償請求を行った。Yは自らがアップロードしたとの事実を否認するとともに、第1回口頭弁論期日に消滅時効（被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間）を援用した。本件の主要な争点は消滅時効の起算点である。Xは、Yがアップロード行為を行ったことを否認している本件ではいまだXが加害者を知ったとはいえないから消滅時効は進行していない等と主張した。

⁴¹ 訴外会社又は本件原告が提起した同様の訴訟の判決は、東京地判平成27年7月17日 LEX/DB 25567976（平成27年（ワ）第14088号）、東京地判平成28年4月21日判時2316号97頁、東京地判平成30年1月23日裁判所 Web（平成29年（ワ）第13897号）、大阪地判平成30年1月23日裁判所 Web（平成29年（ワ）第7901号）（控訴審：大阪高判平成30年6月29日裁判所 Web（平成30年（ネ）第433号））、東京地判平成30年3月16日裁判所 Web（平成29年（ワ）第29065号）、東京地判平成30年3月29日裁判所 Web（平成29年（ワ）第19660号）、東京地判令和2年1月31日裁判所 Web（令和元年（ワ）第23125号）、東京地判令和2年2月19日裁判所 Web（令和元年（ワ）第23122号）など多数ある。

〔判旨〕

裁判所は、FC2にログインするためのメールアドレスとパスワードはYでなければ知り得ないことからYがアップロード者であると認定したうえで、訴外会社は平成26年8月16日にはAというアカウントを使用する者であるYの氏名及び住所を知ったことから、同日にはYに対して損害賠償請求が事実上可能な状態で加害者及び加害事実を知ったと認められると判示した。そして、そこから1週間後の同月23日を消滅時効の起算点であると判断し、そうするとXの本訴提起（平成29年8月28日）は3年が経過した後であり、消滅時効が完成しているとして請求を棄却した（確定）。

〔コメント〕

本件はインターネット上の著作権侵害について、不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の完成が認められた珍しい事例である。裁判所は氏名・住所等の発信者情報の開示を受けたことで加害者を知ったと判断しているが、開示された情報に係る者が発信者（加害者）本人ではない場合も考えられ⁴²、常にこのようにいえるかはなお検討を要するように思われる。

また、本件のような無断アップロードの事案では、アップロード後に自動公衆送信が継続・反復して生じることで日々新たな損害が発生し続けていると見ることができる（このような日々の送信が蓄積した結果、本件では3動画の再生回数の合計が約2万6,000回であると認定されている）。これはいわゆる継続的不法行為であり、その損害賠償請求権の消滅時効の起算点については本判決とは異なる考え方をとることも可能であろう（大判昭和15年12月14日民集19巻2325頁参照）。

無断アップロード事案における損害賠償請求権の消滅時効の起算点という現代的な重要論点を提起するものとして、広く学界に知られるべき事例であるように思われる。

⁴² 本件は米国法に基づく開示を受けた事案であるため事情が異なるが、少なくともわが国のプロバイダ責任制限法においては、開示対象となる「発信者情報」とは「発信者の情報」ではなく「発信者の特定に資する情報」にすぎないので、発信者ではない者の情報が開示されることも当然に予定されている（省令でも「発信者その他侵害情報の送信に係る者」とされている）。

【11】東京地裁立川支部平成31年1月22日判決（損害賠償請求事件）

〔事案の概要〕

原告X社は建築設計等を行う会社であり、被告社会福祉法人Yからの依頼を受けて障害者支援施設の設計図（X図面）を作成し、Yに交付した。しかしその後YはA社に改めて設計を依頼し、Aが作成した設計図（A図面）に基づいて同施設（本件建物）が建築された。そこでXが、X図面とA図面の共通点を根拠に、Yの行為が著作権侵害であるとして損害賠償を求めて提訴した（なお、同施設に入所していた共同原告による、同施設内での事故を理由とする損害賠償請求も併合されているが、省略する）。

〔判旨〕

裁判所は、X図面と本件建物の相違点として、屋根の構造、屋根上の採光窓の有無、窓の数や配置場所、居室の数（X図面では12室、本件建物は7室）、各部屋の広さ、玄関ポーチの広さ・配置、ホールの形状、ロフトの有無（X図面のみに存在）などの諸点を挙げ、本件建物はX図面に近似せず、X図面を用いて建築されたとは認められないとして請求を棄却した。

これに対しXが控訴。控訴審において著作権侵害の点がより詳細に主張されることとなった。すなわち、図面の著作物としてのX図面に類似するA図面をAに作成させたことが複製権侵害であり、またA図面に従って本件建物を建築させたことがX図面に表現されている建築の著作物の複製権侵害であるとの主張である。

知財高裁（令和元年10月24日判決⁴³）は、障害者支援施設は障害者総合支援法等の関連法令が定める基準を満たしたものでなければならず、さらに建築基準法や消防法といった他の法令や、採光、敷地の面積・形状、建築コスト削減の要請もあることから、本件建物の「設計に当たって、設計者による独自の工夫が入る余地は限定されたものであるといえ、仮に〔X図面〕について、図面の著作物としての著作物性が肯定されるとしても、その設計図の図面の創作性が認められる範囲は限定的なものであり、保護

⁴³ 裁判所ウェブサイト未掲載。筆者は知財高裁（東京高裁）に対して、「同事件の判決書を裁判所ウェブサイトに掲載するか否かについて判断・決定した内容が記載された文書」について開示申出を行ったが、「当該文書は作成又は取得していない」として不開示通知がされた。

される範囲もおおのずから限定されるといえる」との一般論を述べた。

そのうえで、X図面とA図面を対比し、Xが主張する共通点のいずれについても、ありふれた手法である（L字型のシステムキッチンを採用すること、キッチンからリビングが見えること、配管工事費用の節約のために水回りを集中して配置すること等）又は建築の用途からの要請である（L字型キッチンに2か所のシンクを設置すること、IHがリビングから離れた場所にあること、水栓の数、利用者及び職員が一堂に会するのに十分な広さが確保された居間を設置すること、居室を南にすること等）と判断し、創作性を欠くとした。以上より、X図面とA図面は相違点も多く、共通点はいずれも創作性が認められない部分であるとして、図面の著作物の複製権侵害を否定した。さらに建築の著作物の複製権侵害の主張についても、A図面がX図面の複製物でない以上、A図面に基いて建築された本件建物がX図面を複製したということはできないと判示して、控訴を棄却した（確定）。

〔コメント〕

設計図の類似性について判断した一事例である。障害者支援施設という特定の用途や設置基準のある建物の設計図である点に特徴のある事案であり、この点が控訴審判決の一般論に反映されている。用途に由来する要請のもとで作成された設計図の創作性についての知財高裁の判断事例として、学界に知られるべき判決のように思われる。

【12】神戸地裁平成31年3月5日判決（損害賠償請求事件）

前掲【10】事件と同じく、「FC2アダルト」にアダルトビデオ（原告著作物）を無断アップロードした被告に対する公衆送信権侵害を理由とする損害賠償請求の事案である。被告が第1回口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面も提出しなかったことから擬制自白が成立し、800万円と遅延損害金の支払いを求める原告の請求が全部認容された（確定）。

【13】横浜地裁川崎支部平成31年3月14日判決（損害賠償請求事件）

商用データベースに掲載されている判決であり（D1-Law28273754及び判例秘書L07450883）、簡単な紹介にとどめる。

前訴⁴⁴と同一の書籍（本件書籍）に関する第2事件であり、前訴原告の関係者が本件の原告となっている。前訴の請求は前訴原告が本件書籍の編集著作者であることを前提とするものであり、前訴裁判所はこれを認めず請求を棄却した。本件は本件原告が本件書籍の編集著作者であることを前提とする同一被告に対する損害賠償と謝罪文掲載の請求であり、本件原告の編集著作者該当性が主要な争点となっている。

裁判所は、前訴判決と同じく、分類項目を設けて配列することを決定したのは被告であるとして、原告の編集著作者該当性を否定し、請求を棄却した（控訴棄却⁴⁵）。

【14】 静岡地裁平成31年3月14日判決（著作権侵害差止等請求事件）

商用データベースに掲載されている判決であり（D1-Law28282198及び判例秘書L07450822）、簡単な紹介にとどめる。

著作権等管理事業者である原告（JASRAC）が、ライブバーの経営者である被告らに対し、本件店舗における原告管理楽曲の演奏・歌唱等が著作権侵害に当たるとして演奏の差止め等を請求した事案である。被告らの侵害主体性等が争点となった。

裁判所は、被告らが店舗経営を主導していたこと、生演奏により顧客を誘引していることその他の事情を指摘して、被告らの侵害主体性を肯定した（控訴審で損害額について原判決一部変更⁴⁶）。

【15】 奈良地裁令和元年7月11日判決（著作権に基づく差止等請求事件）

いわゆる「金魚電話ボックス」事件として知られる著名な事件であり、裁判所ウェブサイトには判決が掲載されていることから、簡単な紹介にとどめる。

公衆電話ボックスを模した形状の造作物の内部に水を満たし、その中に金魚を泳がせるという特徴を有する作品を創作した原告が、これと類似す

⁴⁴ 東京地判平成27年1月22日裁判所 Web（平成25年（ワ）第22541号）及び知財高判平成28年1月27日裁判所 Web（平成27年（ネ）第10022号）。

⁴⁵ 知財高判令和元年8月7日裁判所 Web（平成31年（ネ）第10026号）。

⁴⁶ 知財高判令和元年9月18日裁判所 Web（平成31年（ネ）第10035号、令和元年（ネ）第10047号）。

る作品を設置・管理している被告らに対し、その廃棄等を請求した事案である。

裁判所は、両作品はアイディア又は表現上の創作性がない部分において共通しているにすぎないとして類似性を否定し、請求を棄却した（控訴審で原判決変更・請求認容⁴⁷。最高裁の上诉不受理決定で確定）。

【16】福岡地裁令和元年11月26日判決（著作権侵害差止等請求事件）

裁判所ウェブサイトには判決が掲載されていることから、簡単な紹介にとどめる。

著作権等管理事業者である原告（JASRAC）が、パブやバー等を経営している被告らに対し、原告管理楽曲をBGMとして利用していることが著作権侵害に当たるとして音楽再生の差止めと損害賠償を請求した事案である。

被告らが第1回口頭弁論期日に出頭せず、被告D及びBは答弁書その他の準備書面を提出せず、被告C及びAは答弁書を提出したものの請求原因事実に対する認否を明らかにしなかったため、いずれの被告についても擬制自白が成立し、原告の請求が全部認容された（確定）。

（3-2）発信者情報開示請求事件

【17】札幌地裁平成31年1月16日判決（発信者情報開示等請求事件）

〔事案の概要〕

原告Xが、自身が撮影した写真（本件写真）が無断でインターネット上の電子掲示板サイト内の投稿（本件投稿）に添付されて複製・送信可能化されているとして、同サイトを運営する被告Y社に対し、①本件投稿に係る発信者情報の開示を求めるとともに、②侵害通知をしたにも関わらずYが削除しなかったことが不法行為に当たると主張して損害賠償を請求した事案である。

〔判旨〕

請求①に関し、Yは、500×333ピクセルの本件写真が本件投稿では64%

⁴⁷ 大阪高判令和3年1月14日裁判所Web（令和元年（ネ）第1735号）。

の320×214ピクセルに縮小されていることから表現上の本質的な要素を認識できないと主張したが、裁判所は本件写真の構図や創作的表現部分はなお感得することができると述べ、適法な引用にも当たらないことから、複製権及び公衆送信権侵害が明らかであるとして開示請求を認容した。なお、本件写真にはXの氏名が書き込まれていたことから、氏名表示権侵害には当たらないと判断されている。

請求②については、プロバイダ責任制限法3条1項による免責の可否が争点となった。裁判所は、侵害通知を受けたYにおいて、著作物性の有無、創作的表現が維持されているか、依拠して複製されたものか、権利制限規定の適用があるか等について「慎重に検討する必要がある、これらの点は、本件侵害通知によってもたやすく判断することができるものではないことからすると」、Yが本件投稿が本件写真についてのXの著作権を侵害するものであることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由(同項2号)があるとは認められないと判示して免責を認めた。

これに対しXのみが控訴。札幌高裁(令和元年9月3日判決)も原判決同様、十分な調査検討をしなければ侵害の判断ができないときは同項2号にいう「他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」には当たらないとして免責を認め、控訴を棄却した(確定)。

[コメント]

電子掲示板への写真の無断投稿という態様の著作権侵害に係る発信者情報開示請求の事案である。写真のサイズが64%に縮小されていてもなおその創作的表現部分が感得可能であるとする判断は(当該写真がどのようなものであるかによっても異なり得るが)本件写真に関しては、事件記録を閲覧して実物を見分した筆者の目には妥当な判断であるように思われた⁴⁸。侵害通知を受けても削除しなかったプロバイダの責任については、

⁴⁸ 雪月花事件(東京地判平成11年10月27日判時1701号157頁)のような処理を書以外の著作物に適用することが困難であることは、つとに指摘されていたところである(絵画についてこの旨を指摘するものとして田村善之「著作権法32条1項の『引用』法理の現代的意義」コピライト2007年6月号9頁)。本件同様に、写真が縮小さ

著作物性、類似性、引用該当性などの法的判断を要することからプロバイダ責任制限法3条1項2号には該当しないと判断したものであり、同号の適用の一事例としての意義を有する。

【18】札幌地裁令和元年6月18日判決（発信者情報開示等請求事件）

〔事案の概要〕

原告Xが、自身が撮影した写真が無断でインターネット上のウェブサービスにおいて利用者のアイコン画像として利用されているとして、同サービスを提供する被告Y社に対し、①当該利用者に係る発信者情報（電子メールアドレス又はショートメールアドレス）の開示を求めるとともに、②同サイトにおいて原告の写真が円形に表示されるのはYがCSSでの円形マスク表示設定をした結果であるからYが改変（同一性保持権侵害）及び氏名表示権侵害の主体であるなどと主張し、損害賠償を請求した事案である。

〔判旨〕

Yは「Xの主張をいずれも棄却する、との判決を求める」との答弁書を提出したのみで、請求原因事実について争わなかった。そのため請求原因事実について擬制自白が成立し、裁判所はXの請求を全部認容した（確定）。

〔コメント〕

本件はショートメールアドレスの開示請求を認めた事例である。ショートメールアドレスは携帯電話番号で構成されているため、これが省令⁴⁹3号（当時。現4号）にいう「発信者の電子メールアドレス」として開示対

れ、低い解像度で表示されていてもなお本質的特徴が感得できるとした事例として、知財高判令和3年5月31日裁判所Web（令和2年（ネ）第10010号等）〔Twitterプロフィール画像控訴審〕がある。他方、イラストが縮小されて掲載されたために表現上の特徴部分（細部の陰影等）が感得できないとした事例として、東京地判平成28年6月23日裁判所Web（平成26年（ワ）第14093号）〔小学校用学習教材イラスト〕がある。

⁴⁹ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令。

象となれば、事実上、電話番号の開示請求が可能になるとして注目された手法であり、肯定裁判例⁵⁰と否定裁判例⁵¹が対立していた。その後、令和2年の省令改正により「発信者の電話番号」(新3号)が追加されて立法的解決をみた(令和2年8月31日施行)。

本判決は肯定例の一つであったが、上記のとおり被告が何ら争うことなく擬制自白が成立した事案であり、もとより先例的価値を有するものではない。CSSによる改変等⁵²を根拠にコンテンツプロバイダの侵害責任を肯定した請求②に係る部分も同様である。

【19】札幌地裁令和元年7月26日判決(発信者情報開示等請求事件)

〔事案の概要〕

原告Xが、自身が撮影した写真がA社の提供するブログサービスにおいて利用されているとして、Aに対して当該ブログ投稿者(本件発信者)に関する開示請求を行い、IPアドレス、タイムスタンプ、メールアドレス等の開示を受けた。Xが本件発信者にメールを送信したところ、返事は来なかったが、当該ブログから侵害画像が全て削除された。削除前に保存していた当該ブログの使用状況を証拠として、Xは経由プロバイダである被告Y社に対し開示請求を行った。しかしYは、プロバイダ責任制限法4条1項1号(当時。現5条1項1号)の要件に該当するとは判断できないとして開示を拒絶した。

そこでXが、①本件発信者に係る発信者情報(氏名、住所等)の開示を求めるとともに、②Yによる開示拒絶が不法行為に当たるとして損害賠償を請求した。プロバイダ責任制限法4条4項(当時。現6条4項)によれば開示関係役務提供者に故意又は重大な過失がなければ開示拒絶につい

⁵⁰ 東京地判令和元年12月11日判時2447号11頁、東京地判令和2年4月7日LEX/DB 25584870(令和元年(ワ)第26904号)、東京地判令和2年6月26日判タ1492号219頁。

⁵¹ 東京地判令和元年12月24日裁判所Web(平成29年(ワ)第33550号)〔Twitterプロフィール画像一審〕及び前掲注50の令和元年東京地判の控訴審である東京高判令和3年9月24日D1-Law28293445(令和2年(ネ)第246号、令和2年(ネ)第3192号)。

⁵² CSSが写真の改変表示をもたらす具体的な仕組みについては、谷川和幸「Twitterに投稿された画像の同一性保持権侵害等が認められた事例」福岡大学法学論叢63巻2号(2018年)523頁を参照。

ての賠償責任を負わないとされていることから、Yの故意・重過失の有無が争点となった。

〔判旨〕

裁判所は原告の写真の著作物性を認め、①の開示請求を認容した。請求②については、同項に関する最判平成22年4月13日民集64巻3号758頁の判示（「開示関係役務提供者は、侵害情報の流通による開示請求者の権利侵害が明白であることなど当該開示請求が同条1項各号所定の要件のいずれにも該当することを認識し、又は上記要件のいずれにも該当することが一見明白であり、その旨認識することができなかったことにつき重大な過失がある場合にのみ、損害賠償責任を負うものと解するのが相当である」）を引用したうえで、Yは著作権侵害の成否について、著作物性、転載の事実の有無、転載についてのXの許諾の有無等を慎重に検討して判断する必要があるところ、XがYに対して本件発信者情報の開示を求めた時点では当該ブログから侵害画像が全て削除されていたのであるから、「本件サイトへの本件写真の転載の事実が認められるか否かについては、専らXがYに送付した各種証拠等の文書が信用できるか否かにかかっていたといえるが、これらの文書について、偽造や変造等がされておらず、十分に信用に値するものであるか否かを判断することは必ずしも容易ではないと考えられる」と述べ、Yにおいて、Xによる開示請求が同条1項各号所定の要件のいずれにも該当することが一見明白であり、その旨認識することができなかったことにつき重大な過失があるとまではいえないと判示してこれを棄却した（確定）。

〔コメント〕

プロバイダ責任制限法4条4項（当時）に関して上記平成22年最判が示した基準を適用した一事例である。

【20】札幌地裁令和元年8月30日判決（発信者情報開示等請求事件）

〔事案の概要〕

原告Xが、自身が撮影した写真がA社の提供するブログサービスにおいて利用されているとして、Aに対して当該ブログ投稿者（本件発信者）に

関する開示請求を行い、本件発信者がブログ開設時に登録したメールアドレス(「×××@yahoo.co.jp」)等の情報の開示を受けた。本件発信者による無断アップロード行為(本件アップロード行為)は、経由プロバイダであるB社からインターネット接続サービスの提供を受けてされたものであった。XはBに対して開示請求をしたが、ログの保管期限が経過しており特定に至らなかった。

そこでXは、Yahoo! メールサービスを提供する被告Y社に対し開示請求をしたが、拒絶されたので本訴を提起し、①プロバイダ責任制限法4条1項(当時)又は同項の類推適用に基づいて電子メールアドレス「×××@yahoo.co.jp」利用者の氏名及び住所等の開示を求めるとともに、②Yによる開示拒絶が不法行為に当たるとして損害賠償を請求した。コンテンツプロバイダ(A)でも経由プロバイダ(B)でもなく、単に本件発信者にメールアドレスを提供したにすぎないYが開示関係役務提供者⁵³に該当するか否かが争点となった。

[判旨]

裁判所は、本件アップロード行為は、(1) 本件写真のデータが本件発信者の端末から経由プロバイダであるBのサーバに送信され、(2) BのサーバからコンテンツプロバイダであるAのサーバに送信され、(3) もってAのサーバにおいて自動公衆送信の可能な状態に置かれたものであるとの認定を前提に、「本件アップロード行為において特定電気通信の用に供された特定電気通信設備は、Bの電気通信設備とAの電気通信設備のみであって、Yの電気通信設備が当該特定電気通信の用に供されたわけではない」から、「Yの電気通信設備は、直接的であろうが間接的であろうが、本件アップロード行為の用に供されたということはできないし、これが本件アップロード行為に係る通信を媒介したということもできない」と述べ、Yは開示関係役務提供者に当たらないと判断し、いずれの請求も棄却した。

裁判を受ける権利を根拠とするプロバイダ責任制限法4条1項(当時)

⁵³ プロバイダ責任制限法4条1項(当時。現2条7号及び5条1項)により「当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者」と定義されている。ここで「当該特定電気通信」とは、被害者が権利を侵害されたとする情報の流通であるところの特定電気通信を指している。

の類推適用の主張に対しては、同法は「開示関係役務提供者」に対して発信者情報の開示義務を定めたものであって、「このような『特定電気通信設備』を全く提供していないような者に対してまで発信者情報開示義務を負わせるというのは、およそ同法の予定していないところといわざるを得ない」と述べてこれを排斥した（確定）。

〔コメント〕

本件は、コンテンツプロバイダから発信者の電子メールアドレスの開示を受けた権利者が、当該メールアドレスを発行したメールサービスの提供者に開示請求をしたところ、当該提供者は開示関係役務提供者に該当しないと判断された事例である。プロバイダ責任制限法は侵害情報の流通に着目して開示関係役務提供者を定義しているので、単に本件発信者によって登録されたメールアドレスの提供者にすぎないYがこれに当たらないとする裁判所の認定・判断は適切である⁵⁴。権利者がとりうる救済手段の限界を示す事例といえるが、この課題の解決のためには同法の類推適用によるのではなく、立法論や同法以外の情報収集手段の可能性が模索されるべきであろう。

【21】札幌地裁令和元年10月30日判決（発信者情報開示等請求事件）

〔事案の概要〕

原告Xが、自身が撮影した写真が無断でブログサービスに掲載されているとして、同サービスを提供する被告Y社に対し、ブログ投稿に係る発信者情報（氏名・名称、住所、電子メールアドレス、IPアドレス・タイムスタンプ）の開示を求めた事案である。なお訴状の段階ではYも侵害の帮助者である等と主張して損害賠償請求をしていたが、のちに同請求を取り下

⁵⁴ 同様に開示関係役務提供者の範囲が争われた事例としては、ドメイン名のレジストラについての3件の判決（東京地判平成30年8月28日LEX/DB25557023（平成30年（ワ）第3582号）、札幌地判令和2年3月11日判例集未登載（平成30年（ワ）第1584号）及び東京地判令和4年6月10日裁判所Web（令和3年（ワ）第15535号））や、DNSサーバの管理者についての札幌高判平成31年3月19日2019WLJPCA03196002（平成30年（ネ）第208号）〔ペンギンパレード⑤控訴審〕がある（いずれも開示関係役務提供者に当たらないと判断された）。

げている。

本件の争点はYが開示すべき発信者情報の範囲である。Yは、ブログ利用者がYに伝えてくる情報は真実と異なっていたり不完全であったりすることもあるから、正確に保有するIPアドレスとタイムスタンプのみが開示対象となると主張した。

[判旨]

裁判所は、省令各号はいずれも真実のものと限定を付していないこと、開示請求者がこれらの情報が客観的真実に合致する正確なものであることを立証しなければ開示を受けることができないとすることは事実上開示請求者に不可能を強いるものであって同法の趣旨を没却すること、インターネット上で利用者により自己申告させた情報であるからといって当然に不正確であると断ずることはできないこと、仮に開示された情報が不正確であっても、それが発信者の特定のために有用であるかどうかは開示請求者に判断させれば足りること等の理由を挙げ、「開示関係役務提供者が、発信者等から、その氏名又は名称、住所、電子メールであるとして申告を受けた情報を保有している場合には、これらの各情報そのものも開示請求の対象となると解するのが相当である」と判示し、Xの請求を全部認容した(確定)。

[コメント]

本件は利用者が自己申告してきた氏名等の情報を保有するコンテンツプロバイダが開示すべき発信者情報の範囲が問題となった事案であり、客観的真実に合致する正確なものであることの立証を要しないとしたものである。被告がこの点を争った理由は、例えば電子メールアドレスについて省令3号(当時)は「発信者の電子メールアドレス」と規定していたところ、利用者が、自身が通常利用するメールアドレスではない不正確・でたらめなメールアドレスを登録していた場合に、それは厳密には「発信者の電子メールアドレス」に当たらないのではないか、という疑義があるためだと思われる。本判決はそのような厳密な解釈をとる必要はないことを明らかにした。本判決によれば、プロバイダは利用者からその電子メールアドレス等であるとして申告を受けた情報をそのまま開示すればよいこ

とになる。

他方で、知財高判令和3年3月11日裁判所Web（令和2年（ネ）第10046号）はブログサービスの利用者が登録した電子メールアドレスについて、登録者自身が通常利用する電子メールアドレスを登録に用いたことが推認できるという理由付けを行ったうえで開示請求を認めており、「発信者の電子メールアドレス」であることを厳密に要求する立場を前提としているようにも読めるところである。

【22】札幌地裁令和元年12月9日判決（発信者情報開示等請求事件）

〔事案の概要〕

原告Xが、自身が撮影した写真が無断でインターネット上のフリーマーケットサービスにおいて利用者のアイコン画像として公衆送信されているとして、同サービスを提供する被告Y社に対し、当該利用者に係る発信者情報の開示を求めた事案である。なお当該アイコン画像はCSSによって円形に表示されているところ、Xは訴状ではこれがYによる改変であると主張してYに対する損害賠償請求もしていたが、のちに同請求を取り下げている。

〔判旨〕

裁判所は、当該利用者による掲載行為は複製及び送信可能化に当たり、Xの著作権が侵害されたことが明らかであるとして開示請求を認容した（確定）。

（4）その他

その他として、商号の不正使用の事案と、商標権侵害訴訟において法人格の濫用が認められた事例を紹介する。

【23】仙台地裁平成31年4月24日判決（商号使用差止等請求事件）

〔事案の概要〕

原告X社の従業員であった者がXから独立し、Xと同一の事業を目的とする被告Y社を設立した。独立時に、YはXから電話加入権（本件電話番号）の譲渡を受けた。

YはNTTが発行する「タウンページ」において本件電話番号とXの商号を掲載したうえ、これを見て架電してきた者に対しXを名乗ることで、Xから顧客を奪取した。これが商号の不正使用に当たるとして、Xが、会社法8条1項及び2項並びに不競法2条1項1号及び3条1項に基づき、商号の使用（タウンページにおけるX商号の表示等）の差止めを求めた。Yは、独立に際してXからYに対する事業譲渡が行われたので「不正の目的」（会社法8条1項）に当たらないと反論した。

〔判旨〕

裁判所は、契約書の内容等の事実認定に基づき、事業譲渡は行われていないと判断した。そうするとYの行為は「Y名義の本件電話番号に架電しようとする者に対し、Yの営業について、Xの営業であると誤認させる目的をもって、Xの長年積み重ねてきた信用にただ乗りしようとして、タウンページにおける本件電話番号の架電先としてXの商号を掲載しているもの」であり、会社法8条1項にいう「不正の目的」に該当することは明らかであるとしてXの請求を認容した（したがって不競法の主張については判断されていない）。

Yが控訴したが、仙台高裁（令和元年11月14日判決）も原判決を引用して控訴を棄却した（確定）。

【24】長崎地裁令和元年7月16日判決（販売差止等請求事件）

〔事案の概要〕

事案は複雑であるが、簡略化すると以下のとおりである。Z社は杖等の製造販売等を目的とする株式会社であり、Aはその代表取締役である。Aは安定的に自立する杖等（本件各商品）を制作し、Zがこれを販売していた。Zは財政基盤がぜい弱であったが、Aが商品展示会で被告Y社と知り合ったことをきっかけに、YがZに出資するとともに本件各商品の営業・販売等をYが受託することとなった。当時Zは、本件各商品に関して、実用新案権、意匠権及び特許権を保有していた一方、商品名に係る商標権は出願もしていなかった。

ZとYは平成27年2月、ZがYに対し本件各商品の営業・宣伝広告・会計管理等を委託することを内容とする業務委託契約と、本件各商品の販売

について独占的権利を許諾することを内容とする販売店契約を締結した。また同時に、Z・A・Y・Y社代表取締役の4名は、将来的にZを廃業して本件各商品及び今後の新商品の販売をYに全面的に移管することを内容とする合意をした。またAY間では本件各商品の販売に関するロイヤリティの支払いの合意もされた（以上を「本件各合意」という）。

Yは本件各合意に基づいて本件各商品を販売し、ロイヤリティの支払いも行っていたが、平成28年2月になって突如、AからYに対し、本件各合意を解除するという内容の通知が送られた。しかし解除理由がないと考えたYはその後本件各商品の販売を継続した。A又はZからはその後も、複数回にわたって同様の解除通知がYに対して送られた。

Aは平成28年2月の解除通知に前後して、Yには告げることなく、原告X社を設立した。Xの事業目的や所在地はZと同じである。また、それまで本件各商品の商品名に係る商標権が出願されていなかったことから、XがYに無断でこれを出願し、平成28年5月と12月にそれぞれ登録された。Zは同年5月の株主総会において解散し、Aがその権利義務を承継した。

上記の事実関係のもと、XがYに対して商標権侵害を理由として本件各商品の販売等の差止めと損害賠償を求めたのが本件訴訟である⁵⁵。Yは、本件各合意が解除されていないことを前提に、本件各合意に基づく使用権原を（契約当事者ではない）Xにも主張できると反論した。

〔判旨〕

裁判所は、Yは本件各合意に反する行為はしておらず、A又はZによる複数回の解除通知のいずれについても解除理由が認められないから、本件各合意は終了してないと判断した。本件各合意において、ZはYに対し、本件各商品に係る意匠・デザイン・商標等の一切を使用して販売・広告宣伝を行う権原を与えていたところ、Zの解散後はAがその権利義務を承継

⁵⁵ ほかの請求として、Xが取得したJANコードの事業者番号がXの商品等表示であることを前提に、Yが同コードを使用して本件商品を販売していることが不競法2条1項1号又は2号の不正競争であるとして販売の停止を求める請求も含まれているが、省略する。裁判所は標章の使用権原と同様、同コードについてもYに使用権原があると認めてこの請求を棄却している（したがって同コードが商品等表示に該当するかについては判断していない）。

したことから、Yはこの使用権原をAに主張できる。このことを前提に、Xに対する主張の可否について裁判所は次のように判示した。

Aは本件各合意の枠組み(将来的に本件各商品や新商品の販売をYに全面的に移管すること)に自ら合意しておきながら、後に翻意し、「本件各合意に従ってYが本件各商品を製造販売することを阻止するため、法人格上は本件合意の当事者ではないXを設立し、本件各商品の商標権が未登録であることを奇貨としてX社名でその登録を受け、当該権利の侵害を根拠にYの販売業務の差止めと損害賠償を求めているものといえる。Xは、Aにおいて、本件各合意に基づく義務を潜脱してYの本件各商品の販売を阻止するために設立されたものであって、法人格を濫用したものであるから、Xは、Z及びAと別人格であることを理由として本件各合意に基づく義務を免れることはできず、したがって、Yは、本件各合意に基づいてZ及びAに対して主張できた権原については、Xに対しても主張することができる」。

以上より、Yは使用権原をXに主張できるとして請求を棄却した(控訴後和解)。

[コメント]

裁判所は、Aが本件各合意に基づく義務を潜脱するためにXを設立し、未登録であることを奇貨として商標権を取得してYに差止め等を請求しているという見立てを前提に、法人格の濫用であると判断した(なおYは先使用権の主張もしているが、この点は判断されていない)。ライセンス契約において法人格否認の法理が適用された一事例である。

4. まとめと展望

(1) 本研究によって明らかになったこと

本研究では、裁判所の情報公開制度を活用することで平成29年から令和3年までの知財事件の事件番号リストを入手し、これに基づき裁判所ごとの知財判決の裁判所ウェブサイトにおける公開率を検証した。その結果、この5年間の累計公開率は知財高裁が最も高く97.7%、次に東京地裁が87.1%、大阪地裁が77.3%、大阪高裁が59.3%と続き、その他の地方裁判

所が4.1%、その他の高等裁判所が0%であることが明らかとなった。

冒頭で紹介した法曹時報掲載の事件概況で述べられているとおり、知財高裁・東京地裁・大阪地裁については「ほぼ全件公開」に近い状況が実現されているといつてよい。これは「下級裁判所判例集に掲載する裁判例の選別基準等について」の後段に示された「各庁の判断で、社会的な影響等に鑑みて、広く情報提供をすることがふさわしいと特に認められる事件の裁判書を掲載することもできる」とする部分に従って、知財判決を積極的に掲載する運用がなされているためだと考えられる。

他方、東京・大阪以外の地方裁判所及び高等裁判所は、同基準の前段に示された「判決言渡日（決定告知日）の翌々日までに、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞及び日本経済新聞（以下『日刊紙4紙』という。）のうち2紙（地域面を除く。）に判決等の判断が掲載された事件について、裁判書を下級裁判所裁判例速報に掲載する」とする部分のみに従っており、後段に基づく裁量的な掲載は行われていないことが明らかとなった。

このような運用の違いにより、同じ知財事件であっても、東京・大阪の裁判所に係属したものは裁判所ウェブサイト判決が公開される可能性が高く、それ以外の裁判所に係属したものはほぼ掲載されないという不均衡が生じている。例外的に報道されて裁判所ウェブサイトに掲載されたものの中には【16】判決のようないわゆる欠席判決も含まれており、このことは、報道の有無と判決内容の重要性には全く関係がないことを示している。

本研究では次に、東京地裁本庁及び大阪地裁以外の地方裁判所の令和元年の知財判決（27件）を全件調査した。うち22件は裁判所ウェブサイトにも商用データベースにも掲載されていない未公開判決であり、裁判所に赴いて事件記録を閲覧する方法で内容の確認を行った。

知財判決とはいいい難い3件を除いた19件の未公開判決の内容は第3章で紹介したとおりである。これらのうち、名称権に基づく差止請求について判断した【1】判決、営業秘密該当性について判断した【5】判決及び【7】判決、インターネット上の著作権侵害を理由とする損害賠償請求権について消滅時効の完成を認めた【10】判決、用途に由来する要請のもとで作成された設計図の創作性について判断した【11】判決、開示関係役務提供者

の範囲について判断した【20】判決などは、いずれも一定程度の先例的価値を有する判決であるように思われた。

すなわち、全件調査の結果、東京・大阪以外の地方裁判所において、一定程度の先例的価値を有すると思われる知財判決が未公開とされている例が複数存在することを明らかにすることができたと考えている。

(2) 未公開判決を素材とする研究の意義と課題

最後に、このような未公開判決を素材とする研究の意義と課題について簡単に述べておきたい。

判決書は裁判所が特定の紛争に対して法を適用した判断結果を記載した文書であって、その内容が公開されることによって、将来紛争が生じた際の裁判所による判断についての予測可能性が高まる効果を有することはいうまでもない。そのうえで、未公開判決を学界に紹介することの学術的意義は、①これまで学界で意識されていなかった問題・論点について裁判所が示した法解釈を紹介し、それについて検討を加える契機となること⁵⁶、②これまでの公開裁判例からは十分に認識されていなかった紛争類型が存在することを示すこと、③法律や判例の準則を具体的な事案に当てはめた一事例が集積されること、④当事者に判決の公開を委ねることによって生じるバイアス⁵⁷を是正すること、などの点に存するものと考えられる⁵⁸。

⁵⁶ とりわけ、知財専門部を持たない地方の裁判所の裁判官が知財事件を専門とする裁判官とは異なる視点から新たな解釈を示した判決が公開されることは、知的財産法(専属管轄とされている特許法等を除く)の解釈の過度な中央集権化を緩和するものとして望ましい事態であると評価することもできるかもしれない。特許法の文脈で、知財高裁の制度を中央集権化と多元化に着目して分析するものとして、田村善之「考察:知財高裁—中央集権的かつ多元的な専門裁判所に対する制度論的研究—」『飯村敏明先生退官記念論文集 現代知的財産法 実務と課題』(発明推進協会、2015年)38頁参照。

⁵⁷ 公表された下級審裁判例のバイアスに注意を促すものとして、大村敦志=道垣内弘人=森田宏樹=山本敬三『民法研究ハンドブック』(有斐閣、2000年)146頁以下。

⁵⁸ このほか今井・前掲注1は、公開判決を裁判所が選択していることによる裁判所バイアスを指摘する。これは裁判所ウェブサイトへの掲載があまり盛んではないと思われる刑事判決について述べられたものであるが、確かに知財民事判決について

前章において筆者が先例的価値を感じ取った判決についていえば、【1】判決や【10】判決が①に、【7】判決や【20】判決が②に、【5】判決や【11】判決が③にそれぞれ相当する。④に相当するものは本稿には登場しないが、例えば、一方当事者が自己に有利な第一審判決を商用データベースに提供して公開したが、実は当該判決は控訴審において取り消されていたという事案があるとすれば、その未公開の控訴審判決を紹介することは④の意義を有するであろう。

このように未公開判決の紹介には学術的意義があると思われる一方で、これを素材とする研究には課題も少なくない。

第1は未公開判決の存在及び内容を知るうえでの課題である。未公開判決の存在を知るためには報道や関係者からの情報提供といった契機が必要である。多くの未公開判決はこのような契機を得ることなく、学界に知られずに埋没してきた。この点、本研究で行った事件番号リストを入手する方法によれば、未公開判決の存在を網羅的に把握することができる⁵⁹。しかし、未公開判決の存在を認識できたとしても、それがどのような内容のものであるかは実際に裁判所に赴いて事件記録を確認するまでは知ることができない。本研究のように網羅的に全件調査をする場合はともかく、特定の種類の事件につき一定の判断をした判決をピンポイントで知る方

も、本稿が調査対象としていない東京地裁本庁及び大阪地裁に複数の未公開判決が存在していることはデータ上からも明らかであり、公開の有無について裁判所パイアスがかかっている可能性が残る（非公開とした理由の説明を裁判所から得ることができないことにつき注43を参照）。

⁵⁹ このほか、特許法168条3項（意匠法52条及び商標法56条1項で準用。また実用新案法40条3項も同旨）によって裁判所は特許権等の侵害訴訟の提起及び完結を特許庁長官に通知することとされているので、同項に基づいて特許庁長官が取得した通知について情報公開請求を行うことで特許権等の侵害訴訟の存在を把握するという方法がある。特許庁では「侵害訴訟に関する通知（令和〇年度）」という文書名で年度ごとに管理している。筆者が情報公開請求で入手した文書によれば、訴え提起の通知には裁判所名・係属部のほか「事件番号」「受付日」「原告等」「被告等」「権利」「区分（筆者注：登録又は出願）」「登録（出願）番号」「備考（筆者注：上訴審の場合の原審事件番号など）」が、訴訟手続完結の通知には裁判所名・係属部のほか「事件番号」「完結日」「完結事由」「原告等」「被告等」「権利」「区分」「登録（出願）番号」「備考」がそれぞれ記載されている。

法としては利用することができない。

第2は未公開判決を入手するうえでの課題である。本研究では事件記録の閲覧(民事訴訟法91条1項)の方法で内容の確認を行い、簡単なメモを取った。事件記録の謄写については同条3項に規定があり、「当事者及び利害関係を疎明した第三者」に限ってすることができるとされている。筆者のように当該事件と利害関係を有しない研究者は、判決書を謄写(コピー、写真撮影等)することはできず、メモを取る方法に頼らざるを得ない。しかもそのメモについても、謄写にわたる程度の書き写しをすることは禁止されているので、判決内容を正確に再現して研究の素材とすることは困難である。その結果、本稿がそうであるように、紹介する判決内容の正確性を客観的に担保することができない。

第3は未公開判決の内容を公開するうえでの課題である。裁判所ウェブサイトに掲載されている判決書については適切に仮名処理が施されていると信頼できるので、それを利用する研究においてプライバシー侵害の問題が生じることは通常ないであろう。しかし閲覧の対象となる生の事件記録には様々なプライバシー情報がそのまま記載されているので⁶⁰、未公開判決の紹介に当たってこれらのプライバシー情報を除外することは紹介者の責任において行わなければならない(本稿では当事者名は法人も含めて全て仮名としたが、全ての固有名詞を仮名化できたわけではない。例えば【1】事件における「北海道産直市場」という表示については、その識別力の程度等が判決文中において判断の対象となっている以上、これを仮名化すると判決の紹介が無意味となってしまうことから、そのまま掲載することとした⁶¹)。

⁶⁰ 星野豊「民事訴訟記録における個人情報の取扱に関する一考察」筑波法政49号(2010年)1頁参照。

⁶¹ 現に裁判所ウェブサイトで公開されている判決においても、このような固有名詞についてまでは仮名化が行われていない。本文後述の「民事判決情報のオープンデータ化に向けた取りまとめ」において、「商品名や地域名などの固有名詞については、個人(法人)名を仮名化しても、当該固有名詞の記載により、その個人(法人)が特定されてしまう可能性がある場合もあり、その仮名化の必要性が生ずる一方で、例えば、知的財産権関係訴訟については、仮名化すると公開の意義が損なわれてし

以上のとおり、未公開判決を素材とする研究には一定の学術的意義があると考えられる一方、研究者がその存在を知り、全文を入手し、プライバシー侵害等のリスクなく研究の素材として利用することは必ずしも容易ではないのが現状である。

(3) 民事判決の全件公開に向けて

そこで裁判所に対しては、(知財判決に限らず) 民事判決のさらなる積極的な公開を期待するところである。民事判決の全件公開に関しては積極説と消極説の対立があったとされるが⁶²、近年の裁判所は、当事者のプライバシーに配慮したうえでの公開に協力することにつき前向きな姿勢を示し始めている⁶³。この背景には、官民データ活用推進基本法の制定によって官民データ活用の推進が目指されていることや、民事裁判手続のIT化に伴う民事判決情報の活用のニーズと利用可能性⁶⁴の高まり等があるもの

まうとの指摘もあった」とされているように、知財判決の内容を的確に理解するうえで、問題となった商品名や標章を知ることが必要不可欠な場合が多い。

⁶² 指宿信『法情報学の世界』(第一法規、2010年) 61頁以下。

⁶³ ODR 活性化検討会(第5回)(令和2年1月31日)において成田最高裁判所事務総局民事局第一課長は「裁判例、判決等を裁判所のウェブサイトへ載せるに当たっては、当事者等関係者のプライバシー、掲載されたくないという心情にも配慮する必要があることから、今のところは、先例としての価値、重要性、社会的に関心の高い事件ということを考慮して、一定の範囲の裁判例を載せている」ところであるが、「裁判所として、特にプライバシー、載せてもらいたくないという心情等について十分に配慮され、また、プライバシー等が公開されないことが担保された上での判決情報が活用されるということであれば、事件類型にもよるかと思うが、特に事例を絞ることなく、判決情報を第三者に提供すること自体についてはそれほど異論はない」との発言をしている。また前掲注2の最高裁判所事務総局総務局長村田氏も「最高裁といたしましては、事件関係者のプライバシー等にも十分配慮した適切な枠組みが構築されるのであれば、そこに判決データを提供するという形で協力をさせていただくということは考えられるというふうに思っているところでございます」と答弁している。

⁶⁴ 増田雅史＝徳田安崇＝中野玲也＝松本啓裕＝小坂翔子「民事判決オープンデータ化に関する取組みと判決データの利活用の可能性」NBL 1183号(2020年) 44頁。

と思われる⁶⁵。

このような状況のもと、日弁連法務研究財団は令和2年に「民事判決のオープンデータ化検討PT」を立ち上げ、民事判決データの管理及び利活用に当たり検討すべき課題や対応策についての検討・協議を始めた⁶⁶。同PTにはオブザーバーとして内閣官房、法務省及び最高裁判所事務総局も名を連ねている。

同財団が令和3年3月25日に公表した「民事判決情報のオープンデータ化に向けた取りまとめ」では、公益性・中立性を有する情報管理機関が各地の裁判所から判決データの提供を受け、当該データを仮名化したうえで利活用機関（例えば、判例雑誌社・判例データベース会社・研究団体・研究機関・教育機関・官公庁など）に有償で提供するというスキームを試案として提示している。仮名化についてはAIを用いた実証実験も行われている。その後、仮名化の在り方等につきさらに検討を進めた同財団は、令和4年6月8日に「民事判決情報の適正な利活用に向けた制度の在り方に関する提言」を公表した。

このような動向を報じる時事通信の記事によれば⁶⁷、法務省は民事訴訟のIT化が施行される2025年までに、民事判決のオープンデータ化のための

⁶⁵ 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の取りまとめ「民事司法制度改革の推進について」（令和2年3月10日）においては、民事裁判手続等のIT化に関連して、将来的なAIによる紛争解決手続へのサポートの可能性という文脈で、「民事判決情報は、国民にとって、紛争発生前には行動規範となるとともに、紛争発生後には当事者による紛争解決指針の一つともなり得るものであり、社会全体で共有・活用すべき重要な財産である。将来的に、AIによる紛争解決手続のサポートの可能性があり、その活用が国家経済の活性化にもつながり得るものであることも踏まえると、現状、先例性の高い事件や社会的に関心の高い事件等の一部の事件に限定して一般に提供されている民事判決情報については、今後、より広く国民に提供されるべきである」と記載されている。

⁶⁶ 大坪和敏「民事判決オープンデータ化プロジェクトの始動」ジュリスト1546号（2020年）62頁、町村泰貴「民事判決オープンデータ化の期待と展望」NBL1172号（2020年）28頁及び小塚莊一郎「民事判決のオープンデータ化と民事司法制度の将来」情報法制研究11号（2022年）3頁。

⁶⁷ 「民事全判例、DB化検討 紛争解決に活用、法整備へー法務省」（2022年7月3日）。

法整備を目指しているという。早期の実現に期待したい⁶⁸。

[付記]

本稿脱稿後、法務省は「民事判決情報データベース化検討会」を設置し、令和4年10月14日に第1回会議が開催された。

⁶⁸ なお、取りまとめでは、民事訴訟のIT化が実現されてデータの形式で作成・保存されるようになった判決データをさしあたりのデータベース化対象とすることが想定されており、それ以前に紙媒体で作成・保存された判決書に遡ってデータ化することは現時点では想定されていないようである。